

近畿ブロック発注者協議会（第10回）幹事会

日時：平成27年 2月12日（木）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1号別館2F大会議室

議 事 次 第

I. 開 会

II. 挨拶

III. 議 事

1. 発注関係事務の運用に関する指針について
2. 近畿ブロック発注者協議会設置要領の改定について
3. 発注者間の連携等について
4. 近畿地方整備局における発注関係事務の取組みについて
5. その他

IV. 閉 会

~~~~~ 【 配 布 資 料 】 ~~~~~

- 議事次第
 - 幹事会出席者名簿、配席図
 - 資料-1 発注関係事務の運用に関する指針 説明資料
 - 資料-2 近畿ブロック発注者協議会設置要領改定案
 - 資料-3 発注者間の連携等について
 - 資料-4 近畿地方整備局における発注関係事務の取組みについて
- ~~~~~

発注関係事務の運用に関する指針について



H27. 2. 12

近畿ブロック発注者協議会 幹事会



発注関係事務の運用に関する指針の説明

府県毎に運用指針の内容を説明

品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の内容を理解していただくため、各府県毎に運用指針の内容を説明します。

平成27年1月30日

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)策定

平成27年2月12日

近畿ブロック発注者協議会(幹事会)

・発注者協議会構成機関への運用指針の説明

平成27年 2~3 月

府県政令市、全市町村及び業界団体等を対象に府県毎に運用指針の内容を説明

※地方公共団体及び業界団体向けの説明を同日に別々に開催

- ・福井県 平成27年2月17日 福井県自治研修所
- ・滋賀県 平成27年3月10日 滋賀県建設技術センター
- ・京都府 平成27年3月 4日 京都ガーデンパレス
- ・大阪府 平成27年2月16日 大阪合同庁舎第1号館
- ・兵庫県 平成27年3月17日 兵庫県中央労働センター
- ・奈良県 平成27年3月16日 奈良県中小企業会館
- ・和歌山県 平成27年3月13日 和歌山県自治会館

平成27年4月1日

運用指針に基づく発注事務の運用開始

近畿ブロック発注者協議会設置要領の改定について



H27. 2. 12

近畿ブロック発注者協議会 幹事会

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領(改定案)

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、**発注者の責務を果たすため**、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や**支援及び**発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整**等**を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 **発注者間相互の連携及び協力**
- 三 **発注者への支援**
- ≡四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局整備部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長**または会長が指名する者**が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

~~なお、各府県地域において連絡調整を図るものとする。~~

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第79条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第810条 この規約要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

第4条関係(委員)

会 長	国土交通省	近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省	近畿農政局 整備部長
副 会 長		代表府県部長
委 員	警察庁	近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省	近畿財務局 管財部長
	財務省	大阪国税局 総務部次長
	農林水産省	林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省	近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省	近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省	近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省	近畿運輸局 総務部長
	国土交通省	大阪航空局 空港部長
	国土交通省	海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省	海上保安庁 第八管区海上保安本部 経理補給部長
	環境省	自然環境局 近畿地方環境事務所 総括自然保護企画官
	防衛省	近畿中部防衛局 調達部長
	大阪高等裁判所	会計課長
	福井県	土木部長
	滋賀県	土木交通部長
	滋賀県	農政水産部長
	京都府	建設交通部長
	京都府	農林水産部 技監
	大阪府	都市整備部長
	大阪府	環境農林水産部長
	兵庫県	県土整備部長
	兵庫県	農政環境部長
	奈良県	県土マネジメント土木部長
	奈良県	農林部長
	和歌山県	県土整備部長
	和歌山県	農林水産部長
	京都市	建設局 防災・減災担当局長
	京都市	産業観光局長
	大阪市	建設局長
	堺市	建設局長
	神戸市	建設局長
	福井市	副市長
	池田町	副町長
	近江八幡 大津市	副市長
	豊郷 高丹町	副町長
	向日 綾部市	副市長

井手町 ~~副町長~~ ~~参与~~
~~摂津池田市~~ 副市長
千早赤阪村 ~~能勢町~~ 副村町長
芦屋 ~~西宮市~~ 副市長
多可 ~~神河町~~ 副町長
御所 ~~天理市~~ 副市長
高取 ~~河合町~~ 副町長
新宮 ~~田辺市~~ 副市長
上富田町 ~~北山村~~ 副町長 ~~参事~~
(独)水資源機構 関西支社 支社長
西日本高速道路(株)関西支社 ~~建設事業部~~ ~~支社長~~
本州四国連絡高速道路(株) 保全 ~~計画~~ 部長
阪神高速道路(株) 技術部長
新関西国際空港(株) ~~計画~~ 技術・施設部長
~~(独)森林総合研究所~~ ~~近畿北陸整備局~~ ~~上席企画役~~
~~(独)空港周辺整備機構~~ ~~大阪国際空港事業本部~~ ~~総務部長~~
(独)京都国立博物館 副館長
(独)奈良国立博物館 副館長
(独)京都国立近代美術館 館長
(独)国立国際美術館 館長
(独)奈良文化財研究所 ~~研究支援推進~~ 管理部長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 大阪支社 総務部長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 西日本支社 支社長
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長
(独)日本原子力研究開発機構 ~~原子力科学研究部門~~ 関西光科学研究所
副所長兼管理部長
(独)日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部 業務管理 ~~統括~~ 部長
~~(独)日本万国博覧会記念機構~~ ~~総務部長~~
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 事務所長

第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 整備部 設計課長
 副幹事長 代表府県課(室)長 ~~別紙~~

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長
 財務省 近畿財務局 ~~管財総括第三課長~~ ~~宿舍技術調整官~~
 財務省 大阪国税局 営繕監理官
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 ~~総務企画部~~ ~~經理課長~~ ~~森林整備部~~ ~~治山課長~~
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官
 国土交通省 ~~近畿地方整備局~~ ~~企画部~~ ~~総括技術検査官~~
 国土交通省 ~~近畿地方整備局~~ ~~営繕部~~ ~~営繕品質管理官~~
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 ~~品質確保室長~~ ~~港湾事業課長~~
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長
 国土交通省 大阪航空局 空港部 技術管理課長
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 環境省 自然環境局 近畿地方環境事務所 ~~国立公園・保全整備課長補佐~~ ~~自然再生企画官~~
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長
 大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長
 滋賀県 土木交通部 技術管理室長
 滋賀県 農政水産部 農政課長
 京都府 建設交通部 理事(指導検査課長)
 京都府 農林水産部 農村振興課長
 大阪府 都市整備部 事業管理室長 ~~技術管理課統括参事~~
 大阪府 環境農林水産部 ~~検査指導~~ ~~環境農林水産総務課長~~
 大阪府 総務部契約局 ~~建設工事契約~~ ~~総務課長~~
 兵庫県 県土整備部 ~~県土企画局~~ 技術企画課長
 兵庫県 農政環境部 ~~農政企画局~~ 総務課長
 奈良県 ~~県土マネジメント~~ ~~土木部~~ 技術管理課長
 奈良県 農林部 ~~農村振興~~ ~~耕地~~ 課長
 和歌山県 県土整備部 技術調査課長
 和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長
 京都市 建設局 監理検査課長
~~京都市~~ ~~産業観光局~~ ~~農業振興整備課長~~

大阪市 建設局 工事監理担当課長
堺市 建設局 土木部 副理事(管理・調整担当)土木監理課長
~~堺市 産業振興局 農政部 農業土木課長~~
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)室 参事
~~神戸市 産業振興局 農林土木課長~~
福井市 財政部長
池田町 産業振興建設課長
近江八幡~~大津市~~ 総務部長
豊郷~~高丹町~~ 総務企画課長 主監
向日~~綾部市~~ 総務建設部長
井手町 理事(建設課長事業担当)
~~摂津池田市~~ 財政課総務部長
千早赤阪村~~能勢町~~ 総務課町長公室 室長
芦屋~~西宮市~~ 契約検査課都市局都市総括室 室長
多可~~神戸町~~ 総務課長
御所~~天理市~~ 企画総務部長
高取~~河合町~~ 総務課部長
新宮~~田辺市~~ 財政課総務部長
上富田町~~北山村~~ 産業建設総合政策課長
(独)水資源機構 関西支社 設計環境課長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長~~グループリーダー~~
本州四国連絡高速道路(株) 保全審議役技術管理課長
阪神高速道路(株) 技術部 工事管理担当部~~審査・品質管理グループ~~長
新関西国際空港(株) 技術・施設部 企画グループリーダー
~~(独)森林総合研究所 近畿北陸整備局 農用地業務課長~~
~~(独)空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 総務部 会計課長~~
(独)京都国立博物館 総務課長
(独)奈良国立博物館 総務課長
(独)京都国立近代美術館 総庶務課長
(独)国立国際美術館 庶務課長
(独)奈良文化財研究所 総業務課長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
鉄道建設本部 大阪支社 総務部 経理契約課長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国鉄清算事業 西日本支社 総務課長
(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・検査チームリーダー
(独)日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門 関西光科学研究所
管理部 経理課長
(独)日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部 業務管理統括部
調達課長
~~(独)日本万国博覧会記念機構 総務部 経理課長~~
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長

発注関係事務の運用に関する指針について

平成27年2月

1. 運用指針の策定経緯
2. 運用指針の構成
3. 運用指針の主なポイント
4. 具体的な取組事例

1. 運用指針の策定経緯

- (1) 品確法改正の概要
- (2) 品確法基本方針改正の概要
- (3) 意見聴取及び調整の経緯

(1) 品確法改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

- <背景>
- ダumping受注、行き過ぎた価格競争
 - 現場の担い手不足、若年入職者減少
 - 発注者のマンパワー不足
 - 地域の維持管理体制への懸念
 - 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

- H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4
公布・施行

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
 - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ダンピング受注の防止
 - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
 - 不調、不落の場合等における見積り徴収
 - 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等
- 各発注者が基本理念にのっとり発注を実施
- 効果
- ・最新単価や実態を反映した予定価格
 - ・歩切りの根絶
 - ・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

(2) 品確法基本方針改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（品確法基本方針）

改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

運用指針とは：発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針

- ・基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、国が作成
- ・国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

4

(3) 意見聴取及び調整の経緯

平成26年6月4日

改正品確法 公布・施行

- ・国土交通本省幹部と市町村長が直接意見交換
- ・運用指針(骨子イメージ案)について、地方公共団体及び建設業団体等に説明・意見交換・意見照会

（地方公共団体： 247団体から1,042件の意見提出
建設業団体等： 138団体から1,340件の意見提出）

平成26年9月30日

品確法基本方針 改正閣議決定

- ・運用指針（骨子案）について、地方公共団体及び建設業団体等に意見照会

（地方公共団体： 176団体から 753件の意見提出
建設業団体等： 88団体から1,042件の意見提出）

平成27年1月30日

品確法運用指針 策定(関係省庁申合せ)

- ・運用指針の内容について周知徹底
 - 説明会の開催
 - 相談窓口の開設

平成27年4月1日

品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

5

2. 運用指針の構成

- (1) 運用指針の全体構成
- (2) 「指針本文」の構成
- (3) 「指針本文」の各ページの記載例
- (4) 「解説資料」の構成
- (5) 「解説資料」の各ページの記載例

(1) 運用指針の全体構成

○ 運用指針の関係資料は、「指針本文」「解説資料」「其他要領」により構成

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
指針本文	国	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の支援 ・発注関係事務の実施状況について、定期的に調査(結果はとりまとめ公表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の方法の選択 ・その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用
解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	<ul style="list-style-type: none"> ・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説 ・取組事項について実務面での参考となる事項
其他要領	各省庁 必要に応じて 適宜策定	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	<ul style="list-style-type: none"> ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項

(2)「指針本文」の構成

I. 本指針の位置付けについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための**発注者共通の指針**。
 - 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの**(*)。
 - また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の**適切に実施されているかについて定期的に調査**を行い、その結果をとりまとめ、公表する。
- (※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、**発注関係事務**(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)の各段階で、以下の事項に取り組む。

(1) 調査及び設計段階	(2) 工事発注準備段階	(3) 入札契約段階
事業全体の工程計画の検討等 調査及び設計業務の性格等に 応じた入札契約方式の選択 技術者能力の資格等による 評価・活用等	工事の性格等に 応じた入札契約方式の 選択 予算、工程計画等を 考慮した工事発注計画の 作成 現場条件等を踏まえた 適切な設計図書 の作成	適正利潤の確保を可能とする ための 予定価格の適正な 設定 発注や施工時期等の 平準化 工事の性格等に 応じた 技術提案の 評価内容の 設定 競争参加者の 施工能力の 適切な評価 項目の 設定等
(4) 工事施工段階	(5) 完成後	(6) その他
施工条件の変化等に 応じた 適切な設計 変更 工事中の施工 状況の 確認等 施工現場における 労働環境の 改善 受注者との 情報共有や 協議の 迅速化等	適切な 技術 検査・工事 成績 評価 等 完成後一定期間を 経過した後 における 施工 状況の 確認・ 評価	入札不調・ 不落時の 見積りの 活用等 公正性・ 透明性の 確保、 不正行為 の排除
2. 発注体制の強化等 発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。		
(1) 発注体制の整備等	(2) 発注者間の連携強化	
発注者自らの体制の整備 外部からの支援体制の活用	工事成績データの共有化・相互活用等 発注者間の連携体制の構築	

(2)「指針本文」の構成

III. 工事の性格等に 応じた入札契約方式の 選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に**応じて、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせ**て適用するよう努める。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式の選択
概要 要	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
		総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	指名競争入札	技術提案・交渉方式	コストプラスフィー契約・オープンブック方式
		段階的選抜方式	単価・数量精算契約方式
包括発注方式 複数年契約方式 CM方式 事業促進PPP方式	随意契約		

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における**社会資本を支える企業を確保する方式**
- (2) 若手や女性などの**技術者の登用を促す方式**
- (3) **維持管理の技術的課題に対応した方式**
- (4) 発注者を**支援する方式** など

IV. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料**を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。

(2)「指針本文」の構成

I. 本指針の位置付けについて

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

(1) 調査及び設計段階

- ・事業全体の工程計画の検討等
- ・調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・技術者能力の資格等による評価・活用等

(2) 工事発注準備段階

- ・工事の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
- ・現場条件等を踏まえた適切な設計図書を作成
- ・適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
- ・発注や工事施工時期等の平準化

(3) 入札契約段階

- ・適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
- ・工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ・競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
- ・入札不調・不発時の見積りの活用等
- ・公正性・透明性の確保

(4) 工事施工段階

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- ・工事中の施工状況の確認等
- ・施工現場における労働環境の改善
- ・受注者との情報共有や協議の迅速化等

(5) 完成後

- ・適切な技術検査・工事成績評定等
- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

(6) その他

2. 発注体制の強化等

(1) 発注体制の整備等

- ・発注者自らの体制の整備
- ・外部からの支援体制の活用

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択

1. 多様な入札契約方式の選択

- (1) 契約方式の選択
- (2) 競争参加者の設定方法
- (3) 落札者の選定方法
- (4) 支払い方式の選択

IV. その他配慮すべき事項

○本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。

○本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成する場合はこれも参照することとする。

- (1) 発注者自らの体制的課題に合わせた方式
- (2) 発注者間の連携強化
- (3) 発注者間の連携強化
- (4) 発注者を支援する方式

(3)「指針本文」の各ページの記載例

(2) 工事発注準備段階

〔工事の性格等に応じた入札契約方式の選択〕

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。また、自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用を努める。

〔予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成〕

地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区別りや年度別りの上を適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

〔現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成〕

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

〔適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定〕

予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を実施する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を踏まえ、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行い、積算に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に価格を設定する。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事における事業者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げは行

○各段階において取り組むべき事項について、発注関係事務の内容ごとに整理して記載。

○実施する事務内容について、それが「必ず実施する」のか「実施に努める」のかを可能な限り、明確に表現。

○本文中の下線部は、公共工事の品質確保に関する法律第7条（発注者の責務）に規定されている事項に関連する文章。

○参考となる要領やガイドライン等がある場合には、実務担当者がそれらを引用できるよう、ページの最下段に「参考」として記載。

参考
①「入札契約方式の適用に関するガイドライン」（仮称）（国土交通省作成）
②「条件明示について」（国土交通省）
③「発注者・受注者間における建設業法遵守ガイドライン」（国土交通省）

(4)「解説資料」の構成

運用指針の概要及び策定経緯

- I. 品確法改正について
 - (1) 改正品確法の概要
 - (2) 品確法における運用指針に関する規定
- II. 運用指針の概要について
 - (1) 運用指針の全体構成
 - (2) 運用指針の主なポイント
- III. 運用指針の策定経緯について
 - (1) 意見聴取および調整の経緯
 - (2) 意見提出のあった団体数、意見数
 - (3) 頂いた主な意見 (地方公共団体、建設業団体等)

○運用指針の策定にあたって、

- ・背景となる品確法改正に関する内容
- ・運用指針の内容のうち、構成や主なポイント
- ・参考とした意見聴取・調整の経緯、地方公共団体・建設業団体等から頂いた主な意見 など

について記載。

運用指針の解説

- I. 本指針の位置付けについて
- II. 発注関係事務の適切な実施について
 - 1. 発注関係事務の適切な実施
 - (1) 調査及び設計段階
 - (2) 工事発注準備段階
 - (3) 入札契約段階
 - (4) 工事施工段階
 - (5) 完成後
 - (6) その他
 - 2. 発注体制の強化等
 - (1) 発注体制の整備等
 - (2) 発注者間の連携強化

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

- 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - (1) 契約方式の選択
 - (2) 競争参加者の設定方法の選択
 - (3) 落札者の選定方法の選択
 - (4) 支払い方式の選択
- 2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
 - (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
 - (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
 - (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
 - (4) 発注者を支援する方式

IV. その他配慮すべき事項

II. 参考資料一覧

巻末資料

I. 関係法令

(5)「解説資料」の各ページの記載例

「解説資料」の各ページの記載(運用指針の解説)

○見開き左ページの最上段に「指針本文」を原文のまま記載。

○「指針本文」に記載の内容について、ポイントとなる項目ごとに、具体的な取組事例の紹介や、参考となる要領、ガイドライン等を引用するなどにより解説。

運用指針の解説
Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について (3) 入札契約段階

【指針本文】

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)
＜個別工事に対する競争参加者の技術者等＞

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経緯及び工事実績(以下「施工実績」という)や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事務の実施を目的として地域種適度の高い建設業者で構成される事業協同組合等(官公需連携組合を含む)が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随時契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

【解説】

○適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認

予算決算及び会計令第78条や地方自治法施行令第167条の5の2に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

【技術的能力の審査(競争参加資格の確認)】

(1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- 過去15年間に於ける完結として完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事(都道府県等の他の発注機関の工事を含む)を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が6点未満の工事は対象外とする。
- CIRI・INS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事数量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務局長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定(例えば橋梁の長さ(10m以上)、施工面積(10㎡以上)、施工量(10㎡以上)等)を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績(要求要件)に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場(監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか)は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。

○地理的条件

・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

・要求基準を満たす配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)を当該工事に専任で配置する。監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○施工実績の要件を緩和

競争参加資格の設定に当たっては、多様な企業が競争に参加できるように、施工実績の要件を緩和することも考えられる。

国土交通省では、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

【施工実績の要件を緩和している事例(近畿地方整備局)】

今回実施する工事種別(または工事内容)	＜競争参加資格要件＞ 企業及び技術者の能力等 同種工事の施工実績	＜緩和後の要件＞ 同種工事における施工実績	＜総合評価における評価基準点＞ 同種工事における評価基準点
河川整備工事 (標準橋長50.000m)	(要件) 河川工事における標準橋長の施工実績 (緩和) 河川(灌漑)工事の施工実績	河川工事における標準橋長より50.000m以上であれば可。	
河川整備工事 (標準橋長50.000m)	(要件) 河川工事における標準橋長の施工実績 (緩和) 河川(灌漑)工事の施工実績	河川工事における標準橋長より50.000m以上であれば可。	
橋梁新設工事 (標準コンクリート橋長15m)	(要件) 河川工事における標準橋長の施工実績 (緩和) 橋梁工事の施工実績	河川工事における標準橋長の施工実績より50.000m以上であれば可。	
橋梁新設工事 (標準コンクリート橋長200m)	(要件) 河川工事における標準橋長の施工実績 (緩和) 橋梁工事の施工実績	河川工事における標準橋長の施工実績より50.000m以上であれば可。	

※今回、競争参加資格要件の緩和を伴う事例は、近畿地方整備局直轄工事(以下「事例工事」として記載)とする。

(参考法令等)

- 1)「予算決算及び会計令」第78条(契約)
- 2)「地方自治法施行令」第167条の5の2

(参考資料)

- 1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○見開き右ページの最下段に実務担当者が確認・引用できるよう、参考となる法令等、参考となる要領、基準、ガイドライン等を記載。

(5)「解説資料」の各ページの記載例

「解説資料」の各ページの記載(巻末資料)

○「指針本文」、「解説資料」に記載した参考となる法令等を掲載。

I. 関係法令

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(平成17年法律第18号;平成26年6月4日最終改正)
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
(平成19年8月26日閣議決定;平成26年9月30日最終変更)
- 発注関係事務の運用に関する指針
(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(平成12年法律第127号;平成26年6月4日最終改正)
- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
(平成13年3月9日閣議決定;平成26年9月30日最終変更)

公共工事の品質確保の促進に関する法律
(平成17年法律第18号;平成26年6月4日最終改正)

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む)、自主的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第四十七号)第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)
第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者(第二十条を除き、以下「発注者」という。)の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

(5)「解説資料」の各ページの記載例

「解説資料」の記載(巻末資料)

○国土交通省HP「発注関係事務の運用に関する指針」に関するページより入手可能。
○参考となる法令等、要領、基準、ガイドライン等を発注関係事務の内容ごとに構成し掲載。

II. 参考資料一覧

※ 参考資料のデータについては、国土交通省HP「発注関係事務の運用に関する指針」に関するページより入手できます

(URL: <http://www.mlit.go.jp/tec/index.html>)

資料名	日付	所管省庁等
公共工事の品質確保の促進に関する法律	平成17年3月31日 法律第18号	—
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	平成12年11月27日 法律第127号	—
建設業法	昭和24年5月24日 法律第100号	—
会計法	昭和22年3月31日 法律第35号	—
地方自治法	昭和22年4月17日 法律第67号	—
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	昭和22年4月14日 法律第34号	—
民法	明治29年4月27日 法律第89号	—
予算決算及び会計令	昭和22年4月30日 勅令第165号	—
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	平成13年2月15日 政令第34号	—
地方自治法施行令	昭和22年5月3日 政令第16号	—
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針	平成19年8月26日 閣議決定	—
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	平成13年3月9日 閣議決定	—
平成26年度中小企業者に関する国等の契約の方針	平成26年6月27日 閣議決定	—

II. 発注関係事務の適切な実施について
1. 発注関係事務の適切な実施
(1) 調査及び設計段階

資料名	日付	所管省庁等
プロジェクトマネジメントの手引き	平成21年9月	国土交通省
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の適用ガイドライン	平成21年3月 (最終:平成27年1月)	国土交通省
設計業務等標準競争基準書	平成14年3月 (最終:平成26年3月)	国土交通省
官庁施設的设计業務等標準基準	平成17年6月 (最終:平成21年4月)	国土交通省
予算決算及び会計令第85条の基準の趣意について	平成19年6月 (最終:平成25年5月)	国土交通省
案件明示ガイドライン(第1)「土木設計」	平成20年9月	国土交通省
建築士法(昭和25年法律第202号)第25条の規定に基づき、建築士事務所内の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準	平成21年1月 (最終:平成21年6月)	国土交通省
公共土木設計業務等標準委託契約約款	平成27年5月 (最終:平成28年1月)	国土交通省
公共建築設計業務標準委託契約約款	平成26年2月	国土交通省

(2) 工事発注準備段階

資料名	日付	所管省庁等
公共工事の円滑な施工確保について	平成26年2月	総務省・国土交通省
公共工事標準請負契約約款	昭和25年2月 (最終:平成28年7月)	中央建設業審議会
案件明示について	平成14年3月	国土交通省
土木関係工事事務標準競争基準及び土木関係工事事務標準競争基準の制定について	昭和42年7月 (最終:平成28年3月)	国土交通省
競争基準の制定について(公共建築工事標準競争基準)	平成13年3月 (最終:平成19年2月)	国土交通省
土木関係工事の外注取次費算定基準について	昭和55年2月 (最終:平成26年3月)	国土交通省
買付競争方式利用マニュアル	平成27年1月	国土交通省
事例集に関するリーフレット	平成26年12月	国土交通省
事業執行における競争等の留意事項について	平成23年5月 (最終:平成24年8月)	国土交通省

3. 運用指針の主なポイント

- (1) 「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」
- (2) 「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」
- (3) 品確法第7条(発注者責務)に規定されている事項に関連する文章

(1) 「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求め**る。

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせる適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、**見積りを活用**することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

(2)「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」

担い手の育成・確保のための取組

予定価格の適正な設定

- ・実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」は行わない（品確法第7条に違反）

ダンピング受注の防止

- ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底（これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。）

発注・施工時期の平準化

- ・建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定
- ・債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- ・発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

適切な設計変更

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

現場の担い手の育成・確保

- ・豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- ・企業の地域精通度や技能労働者の技能等（登録基幹技能者）を評価
- ・賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

多様な入札契約方式の選択・活用

- ・地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

発注者の体制整備等に向けた取組

本指針の理解・活用

- ・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成
- ※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

職員の育成

- ・国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

外部の支援体制の活用

- ・国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- ・国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

発注者間の連携強化

- ・発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- ・地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

- ・一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

➡発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

4. 具体的な取組事例

- (1) 施工時期等の平準化(国庫債務負担行為の一層の活用)
- (2) 「地域発注者協議会」の体制強化
- (3) 公共工事における予定価格設定時の「歩切り」の根絶に向けて
- (4) 地方公共団体におけるダンピング対策
- (5) 公共工事の発注・施工時期の「平準化」について
(都道府県への調査)

(1) 施工時期等の平準化(国庫債務負担行為の一層の活用)

■公共工事は年度内での工事量の偏りが激しい

- ・第1四半期(4-6月)に工事量(金額ベース)が少ない。
- ・下半期(10-3月)は通して工事量が多い。

(参照：国土交通省 建設総合統計)

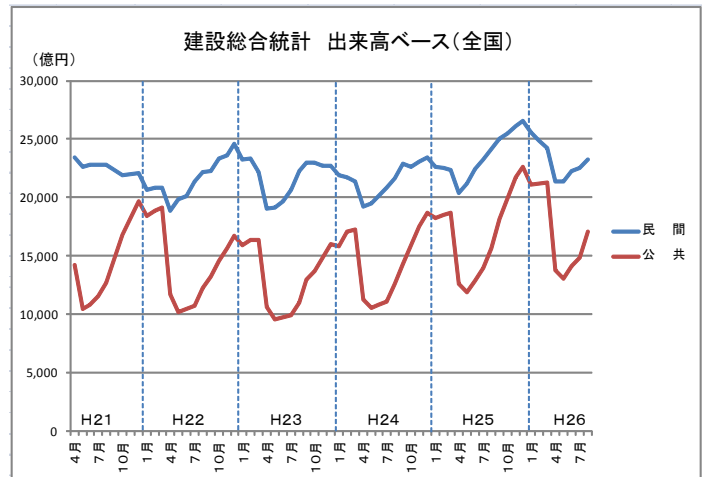
■施工時期等の平準化は建設生産システムの改善に寄与

年度内の工事量の偏りを解消(施工時期等を平準化)し、年間を通した工事量が安定することで次のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与(生産性向上)

- > 建設業の企業経営の健全化
(人材・機材の実働日数の向上)
- > 労働者(技術者・技能者)の処遇改善
(特に日給等の労働者は年収に直接影響)
- > 稼働率の向上による建設業の機材保有等の促進
(建設業の災害時の即応能力も向上)

■施工時期等の平準化のための対策メニュー(案)

- 工事・業務における柔軟な国債の活用・運用
 - ・施工時期等の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
 - ・翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。
 - ・適正な工期の設定を徹底。
 - ・業務についても品質確保の観点から同様の取組みを推進。
- 工事着手時期の柔軟な運用
 - ・「余裕期間の設定」により受注者に工事着手時期の裁量を付与し、下請業者や技術者・技能者も平準化。



■当面の対策(案)～H26補正、H27当初～

- ・施工時期等の平準化も踏まえ、平成27年度予算において、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について2箇年国債を設定する取組を開始。
- ・平成27年度第1四半期の工事量を確保するため、平成26年度補正予算(ゼロ国債含む)について早期に発注。
- ・供用期間等の制約が比較的緩やかな工事については余裕期間の設定を標準化

○運用指針に基づき各発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図るため発注者間の連携体制の強化が必要

➡ 地域発注者協議会の体制の強化（構成員の役職格上げ等）

○運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とする体制の構築が必要

➡ 地域発注者協議会のもとに都道府県毎の協議会を設置

■ 地域発注者協議会について

○ 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織

○ 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成

<北陸ブロックの取組>

・北陸ブロックの地域発注者協議会では、自治体トップを通じて、発注者の意識の共有化を図り、発注者責任を果たす実効ある組織として体制を強化

・協議会の役割を各施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し

・協議会の構成員の役職の格上げ

県 : 「部長」 → 「副知事」
市(町村) : 「副市(町村)長」 → 「市(町村)長」

・規約改正による協議会の役割の見直し

施策の「連絡調整」 → 施策の「推進・強化」

■ 都道府県毎の協議会の設置について

○ 支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を図るため、地域発注者協議会のもとに各都道府県毎の協議会を設置

○ 地方整備局、都道府県、全ての市町村等から構成

<中部ブロックの取組>

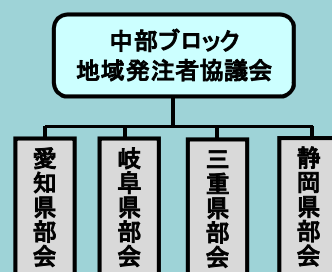
・中部ブロックの地域発注者協議会では、地域発注者協議会のもとに各県部会を設置

規約 (H26.10改正部分 抜粋)

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

【体制イメージ】



(3) 公共工事における予定価格設定時の「歩切り」の根絶に向けて

○ 品確法の改正(H26. 6)、入札契約適正化指針の改正(H26. 9)により、「歩切り」が品確法第7条第1項第1号に違反することが明確化。総務大臣・国土交通大臣から知事・議長等あて、「歩切り」は厳に行わないこと、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに行うことを要請(H26. 10)。

○ これらを踏まえ、

① 「歩切り」の違法性及び定義について示したリーフレットにより、市町村をはじめとする自治体の理解の促進を図るとともに、「歩切り」の実態を把握するための調査(H26. 12~H27. 1末)を実施。

② すでに一部の地方公共団体において、長のリーダーシップの発揮、行政・議会・業界が一体となった取組が活発化。

～ 調査の概要 ～

● 調査主体: 総務省自治行政局行政課及び国土交通省土地・建設産業局建設業課

● 調査対象: 全ての都道府県及び市町村

● 調査時点: 2015年1月1日現在の状況を調査(回答期限1月30日)

● 主な調査項目:

- ・「歩切り」を行っているかどうか
- ・「歩切り」を行っている場合にはその根拠、具体的内容、理由
- ・「歩切り」を行っている場合、その見直しの検討状況 等

● 今後の予定:

適時調査を実施。今回の調査における回答の内容等によっては個別に事情を伺い、「歩切り」の撤廃に理解をいただけない場合には必要に応じて発注者名を公表

～ 地方公共団体における先進的な取組 ～

◆ 石川県...平成26年度内での「歩切りの廃止」について、歩切りの実施が確認されていた県内8市町と個別に直接交渉し、廃止の合意を得る。(平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明)

◆ 熊本県...県内25市町村が歩切りを実施していることを踏まえ、県町村会評議員会、副市町村長研修、県市長会秋季定例会などを通して首長らに働きかけを実施。(平成26年11月7日県建設業協会と県建設産業団体連合会が出席した県議会建設常任委員会にて説明)

◆ 愛媛県...県内20市町全てにおいて、国から示された歩切りの定義を踏まえ、「予定価格を設計書金額と同額」とし、端数処理も取りやめることを合意の上、平成27年1月から運用を開始(歩切りの「完全撤廃」)。



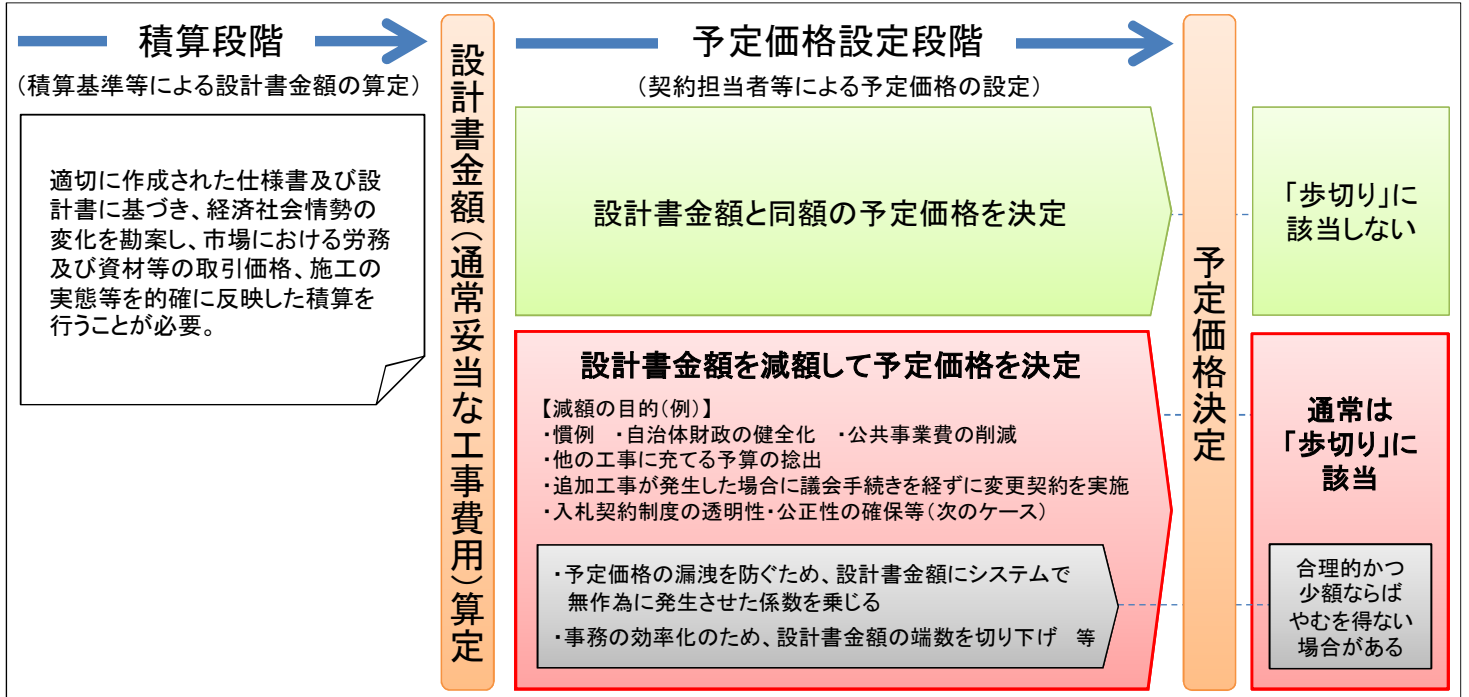
「歩切り」に関するリーフレット
(<http://www.mlit.go.jp/common/001063346.pdf>)

「歩切り」とは・・・

『適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為』(適正化指針※)

市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の一部を予定価格の設定段階で控除する行為**

例) 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定 等

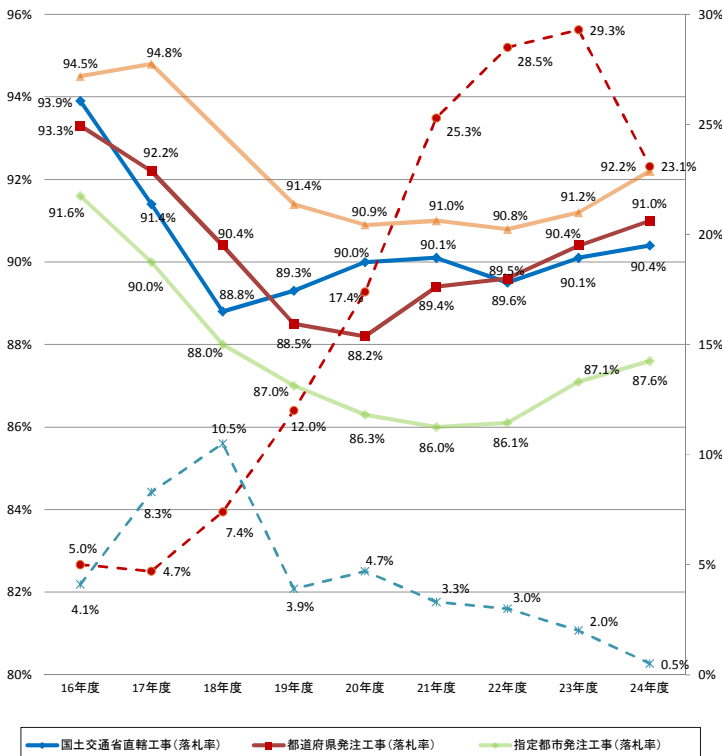


(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(最終変更:H26.9.30閣議決定)

(4) 地方公共団体におけるダンピング対策

落札率及び低価格入札の発生率の推移

○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



最低制限価格制度等の導入状況 ~232団体が未導入~

	都道府県		指定都市		市区町村	
	H19.9.1時点	H24.9.1時点	H19.9.1時点	H24.9.1時点	H19.9.1時点	H24.9.1時点
両制度を併用	41	43	14	20	267	475
低入札価格調査制度のみ導入	12.8%	8.5%	11.8%	0%	13.3%	8.0%
最低制限価格制度のみ導入	0%	0%	5.9%	0%	49.7%	50.9%
いずれも未導入	0%	0%	0%	0%	404	232
					22.3%	13.5%



最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~

	最低制限価格の事前公表		基準価格の事前公表	
	H19.9.1時点	H24.9.1時点	H19.9.1時点	H24.9.1時点
都道府県	4	2	7	2
	9.8%	4.7%	14.9%	4.3%
指定都市	6	3	6	1
市区町村	40.0%	15.0%	37.5%	5.0%
合計	260	184	123	62
	21.1%	13.0%	21.2%	9.1%

最低制限価格等の算定式の見直し

H23.4~

【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10
 【計算式】 予定価格×0.95
 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.30
 上記の合計額×1.05

H25.5.16~

【範囲】 予定価格の7.0/10~9.0/10
 【計算式】 予定価格×0.95
 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.55
 上記の合計額×1.05

~都道府県における取組事例~

◆石川県...最低制限価格について、一部市町に関して最新の中央公契連モデル以下または未導入が確認されたため、直接見直しを要請。その結果、平成26年度内に全市町が最新の中央公契連モデル以上に移行する予定。(平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明)

※1 H24年度のデータは速報値であり、今後変更があり得る。
 ※2 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
 ※3 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事(平成17年度までは港湾空港関係除く)
 ※4 低価格入札の発生率における国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事(港湾空港関係除く)
 ※5 平成18年度の市区町村発注工事に係る落札率のデータは欠損。

1. 調査の概要

- 発注・施工時期の平準化(建設業者の手持ち工事量の合計について各月毎の差を少なくすること)を目的とした現在の取組状況等について、国土交通省が都道府県へのアンケート調査を実施(H26. 12)。
- 47都道府県中45都道府県から回答。

2. 債務負担行為の活用状況等

- 債務負担行為は、一般的に工期が複数年にわたる大規模工事で活用されているが、「維持管理や除雪において活用している」例(秋田県、富山県、島根県)も見られた。
- ゼロ県債については、その活用目的を「年度端境期等における「平準化」と明示したのは13県(青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、滋賀県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県)。
- また、「今後検討する必要あり」との回答も複数見られた。
- 全国における最近の取組事例は、右に記載のとおり。

3. 今後の取組に向けた課題・対応

- 「**財政部局の理解が重要**」とした団体が多い。
- 「**品確法の改正を機に庁内各部局との調整・連携を促進**」、「**他団体の取組を参考に新たな対策を検討**」、などの回答が複数見られた。

主な取組事例

- ◆宮城県:平成25年11月から東北発注者協議会により、**国、県、市町村を統合した発注見通しを公表**。また、県は発注状況の変化に対応し、発注見通しを**四半期ごとに作成**。
- ◆東京都:発注件数を年間で平準化するよう、今後は**工期が12ヶ月未満の工事についても**、工事所管局と協力しながら**債務負担行為を効果的に活用**するなど、具体的な取組をさらに強化。また、工事の年間発注予定についても、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容や発注予定の詳細化など情報提供のさらなる充実を図り、計画的な発注に向けた取組を強化。
(平成26年3月25日予算特別委員会 財務局長答弁)
- ◆富山県:平成26年11月補正予算において、**ゼロ県債の額を昨年度(11億円)よりも増額(16億円)**し、道路改良工事等について**従来より前倒して発注**することにより、**これまで以上に年度間の切れ目のない発注と計画的な執行**を図る。
(「平成26年度公共事業等箇所付け(ゼロ県債)の概要」平成26年12月17日発表)
- ◆京都府:年度当初時期の工事量の減少を緩和し、年間を通じた円滑な工事執行と仕事量を確保するため、**平成26年9月補正予算にて単独公共事業執行平準化対策費(25億円)を計上**。
(「補正予算案の概要」(H26)京都府HP)
- ◆高知県:**翌債・繰越制度の活用による工事の平準化や県内市町村への働きかけを実施**。
(高知県建設業活性化プラン(平成26年2月策定))

発注関係事務の運用に関する指針

平成 27 年 1 月 30 日

公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議

I. 本指針の位置付けについて

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者（以下「発注者」という。）を支援するために定めるものである。各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものである。

各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等に対して、各発注者における発注関係事務の適切な運用を図ることを目的とする。

また、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

なお、本指針については、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※本文中の下線部は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条（発注者の責務）に規定されている事項に関連する文章

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施するため、（１）調査及び設計（２）工事発注準備（３）入札契約（４）工事施工（５）完成後の各段階で、以下の事項に取り組む。

（１）調査及び設計段階

（事業全体の工程計画の検討等）

関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、以降の各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を行う。

（調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択）

調査及び設計業務の発注に当たっては、業務の性格等に応じ、適切な入札契約方式を選択するよう努める。主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。なお、事業の性格等を踏まえ、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式などの契約方式の選択についても検討する。^{1) 2)}

・ 価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績（以下「業務実績」という。）等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務。

・ 総合評価落札方式

事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務。

なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針と併せて評価テーマに関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務がある。

・ プロポーザル方式

内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるもの。

なお、調査及び設計業務の入札契約方式の選択については、以上のほか、「Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について」に定める趣旨を踏まえて適切に実施する。

参考

1) 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）

2) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）

(技術者能力の資格等による評価・活用等)

<技術者能力の資格等による評価・活用>

保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置付けることや、手持ち業務量に一定の制限を加えることなどの業務の品質確保に向けた施策を検討し、それらの実施に努める。

また、業務の性格等を踏まえ、業務実績など技術者や技術力等による評価や技術提案などの評価を適切に実施するとともに、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して業務実績の要件を緩和するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

<その他調査及び設計業務の品質確保>

地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しについて地方ブロックなど地区単位で統合して公表する取組の必要性を検討するよう努める。

債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期等の平準化に努める。

最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格を設定する。

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。

必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。

受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有、速やかかつ適切な回答の推進等に努め、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。

調査及び設計業務の適正な履行や品質を確保するため、発注者として指示・承諾・協議等や給付の完了の確認を行うための検査を適切に行い、業務の完了後には、業務評定結果を速やかに通知する。また、調査及び設計業務の成果を適切な期間保存する。

なお、調査及び設計業務の発注関係事務については「Ⅱ. 1 (1) 調査及び設計段階」に定めるほか、Ⅱ. 1 (2)～Ⅱ. 1 (6) の各段階における工事に関する記載の趣旨を踏まえて適切に実施する。

(2) 工事発注準備段階

(工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。¹⁾ 自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用を努める。

(予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成)

地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。²⁾

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。³⁾

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行

参考

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）
- 2) 「条件明示について」（国土交通省）
- 3) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省）

わない。

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

(3) 入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査>

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることをないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）を公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

<個別工事に際しての競争参加者の技術審査等>

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、施工実績の確認に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して施工実績の要件を緩和することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の

確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

＜ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表＞

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

（工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定）

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めるよう努める。¹⁾

参考

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査する施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも可能とする。

競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取する。

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定する。その際、過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定する。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取扱いに留意する。

技術提案の評価において、提案内容の一部を改善することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の概要を速やかに公表する。なお、技術提案の改善を求める場合には、特定の者に対してのみ改善を求めるなど特定の者だけが有利となることのないようにする。

また、落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決める。

（競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等）

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者や当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工実績などを適切に評価項目に設定するとともに、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や技能労働者の技能（登録基幹技能者等の資格の保有など）等を評価項目に設定する。¹⁾

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術

参考

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）

資料の内容を同一のものとする一括審査方式や、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式（施工能力評価型総合評価落札方式）を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減に努める。¹⁾

総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴き、個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項等に定める手続により行う。

必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者の評価を適切に行う。

また、工事の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するために入札説明書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式（施工体制確認型総合評価落札方式）の実施に努める。

（入札不調・不落時の見積りの活用等）

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・ 入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・ 設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結する。

入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2章及び同法第17条第1項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、適切に公表することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札

参考

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）

者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、契約締結後、早期に評価の結果を公表する。

また、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることや建設業許可行政庁等へ通知することで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

（４）工事施工段階

（施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

（工事中の施工状況の確認等）

建設業法違反（一括下請負の禁止、技術者の専任義務違反、施工体制台帳の未整備等）と疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知する。当該通知の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、必要に応じて公

表するとともに、策定した要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。¹⁾

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目（不可視となる工事の埋戻しの前など）において、必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を適切に実施する。技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

この技術検査の結果は工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）に反映させる。

（施工現場における労働環境の改善）

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。

こうした観点から、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

（受注者との情報共有や協議の迅速化等）

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議（専門工事業業者、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する工事監理者も適宜参画）を、施工者が設計図書を照査等した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめ

参考

1) 「工事現場等における施工体制の点検要領」（国土交通省）

た指針の策定に努め、これを活用する。¹⁾

設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

(5) 完成後

(適切な技術検査・工事成績評定等)

受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に工事の完成を確認するための検査を行うとともに、同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定に反映させる。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

各発注者は、工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定する。²⁾

(完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努める。

(6) その他

競争に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約のIT化の推進、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化に努める。

参考

1) 「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（国土交通省 関東地方整備局）

2) 「請負工事成績評定要領」（国土交通省）

2. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

(1) 発注体制の整備等

(発注者自らの体制の整備)

各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国及び都道府県等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国及び都道府県の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める。

(外部からの支援体制の活用)

各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による協力や助言等を得ることなどにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努める。

また、地方公共団体等において国及び都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成、活用の促進に努める。

(2) 発注者間の連携強化

(工事成績データの共有化・相互活用等)

技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、業務・工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における要領・基準類の標準化・共有化に努めるとともに、その他の入札契約制度に係る要領等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化に努める。

最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準等の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。また、新規

参入を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用に努める。

工事成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進める。また、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化に努める。

各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

(発注者間の連携体制の構築)

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、工事の発注に当たっては、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。¹⁾

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

主な契約方式（契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

(a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

- ・ 工事の施工のみを発注する方式
別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式
- ・ 設計・施工一括発注方式²⁾
構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式
- ・ 詳細設計付工事発注方式²⁾
構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式
- ・ 設計段階から施工者が関与する方式（E C I^{※1}方式）
設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）
※1 Early Contractor Involvement の略
- ・ 維持管理付工事発注方式
施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

(b) 工事の発注単位に応じた契約方式

- ・ 包括発注方式
既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式
- ・ 複数年契約方式
継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

参考

1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）

2) 「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（国土交通省）

(c) 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

・ CM方式¹⁾※1

対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

※1 Construction Management の略

・ 事業促進 P P P 方式※2

調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

※2 Public Private Partnership の略

(契約方式の選択の考え方)

契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

・ 事業・工事の複雑度

－ 「事業・工事に係る制約条件について、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか」

「民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図ることが可能であるか」等

・ 施工の制約度

－ 「施工困難な場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映することが、対象とする事業・工事にとって有益であるか」

「施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか」等

・ 設計の細部事項の確定度

－ 「施工者提案による特殊な製作・施工技術を反映する必要があるか」等

・ 工事価格の確定度

－ 「現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか」等

・ その他発注者の体制・工事の性格等

－ 選択した契約方式に応じて、発注者が施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験（実績）や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい。

－ また、設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性格、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、その活用に努める。

参考

1) 「国土交通省直轄事業における発注者支援型 CM方式の取組み事例集（案）」（国土交通省）

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

競争参加者を設定する方式（契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

- ・一般競争入札
資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式
- ・指名競争入札
発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式
- ・随意契約
競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式

(競争参加者の設定方法の選択の考え方)

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択する。ただし、以下に示す点についても考慮する。

- － 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用
- － 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害時の応急的な復旧工事等のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用
- － 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合の指名競争入札又は随意契約の活用

地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができることされており、上記と同様の考え方により活用を考慮する。

(3) 落札者の選定方法の選択

(落札者の選定方法の概要)

落札者を選定する主な方式（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法）は、以下のとおりである。

- (a) 落札者の選定の基準に関する方式
 - ・ 価格競争方式
発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式
 - ・ 総合評価落札方式¹⁾
技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式
 - ・ 技術提案・交渉方式²⁾
技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式
- (b) 落札者の選定の手続に関する方式
 - ・ 段階的選抜方式^{*1}
競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式
^{*1}本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、その運用について十分な配慮を行う。なお、本方式は選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

(落札者の選定方法の選択の考え方)

落札者の選定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・ 価格以外の要素の評価の必要性
 - － 「施工者の能力により工事品質へ大きな影響が生じるか」
 - － 「工事品質の確保や担い手の中長期的な育成・確保のために、技術提案を求めるなどにより、価格と性能等を総合的に評価することが望ましいか」等
- ・ 仕様の確定の困難度

(4) 支払い方式の選択

(支払い方式の概要)

主な支払い方式（業務及び施工の対価を支払う方法）は、以下のとおりである。

- ・ 総価請負契約方式
工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式
- ・ 総価契約単価合意方式³⁾

参考

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）
- 2) 「技術提案・交渉方式に関するガイドライン（仮称）」（国土交通省作成）
- 3) 「総価契約単価合意方式の実施について」（国土交通省）

- 総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式
- コストプラスフィー契約・オープンブック方式
工事の実費（コスト）の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式
 - 単価・数量精算契約方式
工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

（支払い方式の選択の考え方）

支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- 工事進捗に応じた支払い
 - － 「工事の進捗に応じた支払いの実施が想定されるか」 等
- 煩雑な設計変更
 - － 「煩雑な設計変更が発生することが想定されるか」 等
- コスト構造の透明性の確保
 - － 「材料費、労務費等の全てのコストの構成を明らかにすることが求められるか」 等

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保 に資する入札契約方式の活用の例

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。

地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度等を評価項目に設定
- ・複数年契約、包括発注、共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）を活用

(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくくなったことにより、建設生産を支える技術・技能の承継が行われず、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念がある。

豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して施工実績の要件を緩和するなど、適切な競争参加資格を設定
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮し、必要に応じて施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目を設定

(3) 維持管理の技術的課題に対応した方式

既存構造物の補修において、その補修の設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把握できないために工事の仕様・数量が想定と異なったり又は確定できず、施工段階となって補修設計の修正や工事の設計変更への対応が多くなる。

また、新設の設備工事等において、維持管理を念頭においた設計・施工（製造）の実施や、引渡後の不具合発生への迅速な対応を図る必要がある。

維持管理の技術的課題に対応する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・ 既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
- ・ 補修設計を実施した者の工事段階での関与
- ・ 施工と維持管理の一体的な発注

（４）発注者を支援する方式

発注者の能力を超える一時的な事業量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。

発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・ 対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託
- ・ 調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う）

なお、Ⅲ. 2（１）～Ⅲ. 2（４）の入札契約方式の活用にあたっては、透明性、公正性及び競争性を確保する。

IV. その他配慮すべき事項

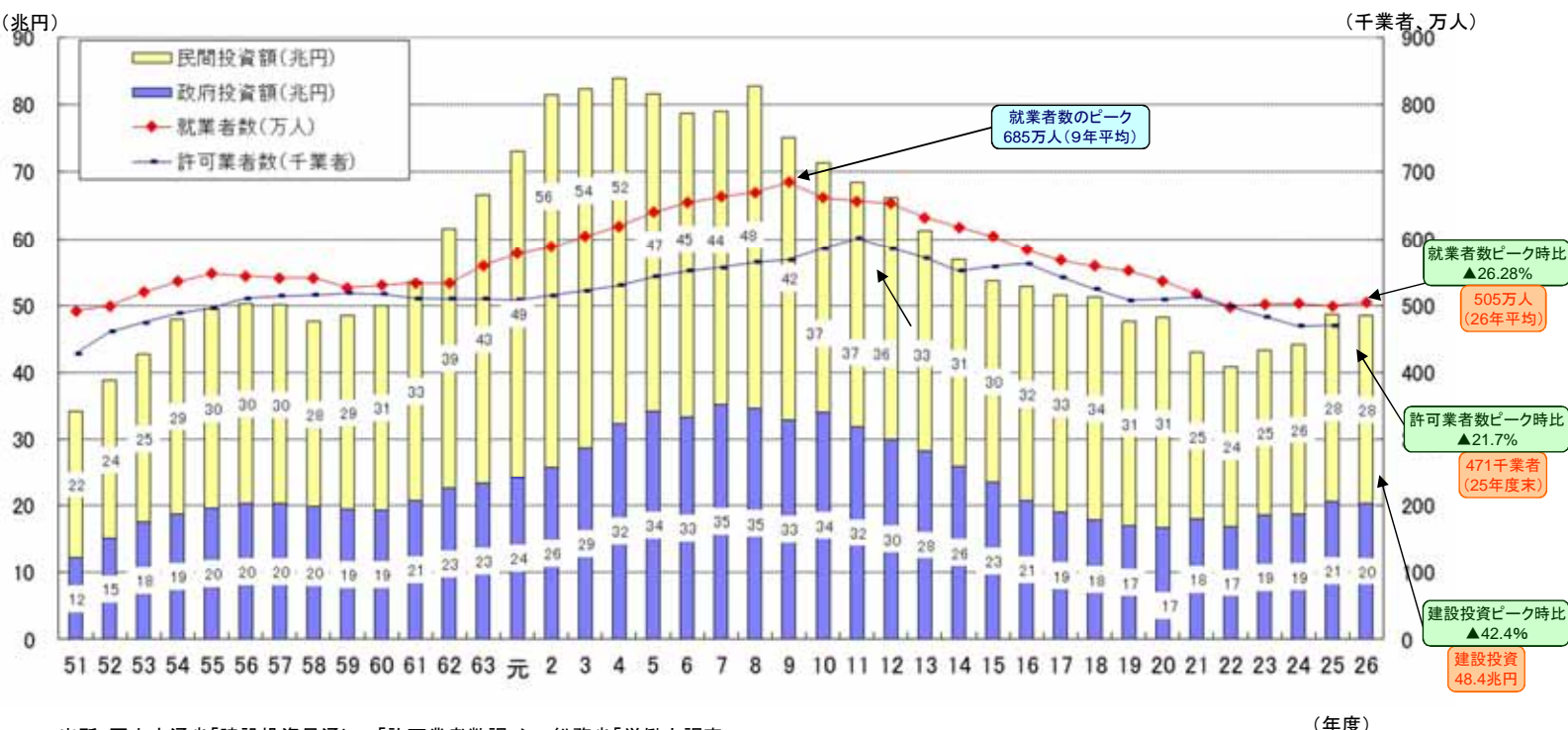
本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。

また、本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照することとする。

(参考)公共工事を取り巻く現状

現状① 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、26年度は約48兆円となる見通し(ピーク時から約42%減)。
- 建設業者数(25年度末)は約47万業者で、ピーク時(11年度末)から約22%減。
- 建設業就業者数(25年平均)は499万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。



出所: 国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

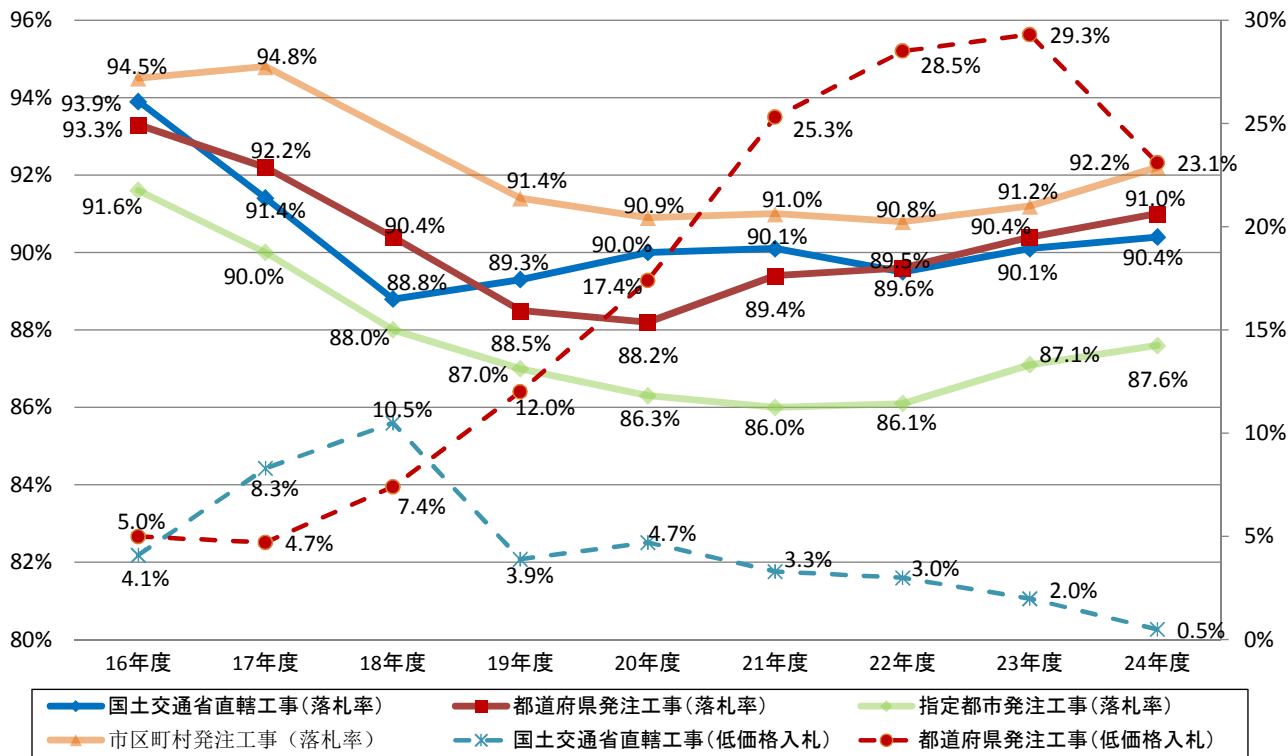
注1 投資額については平成23年度まで実績、24年度・25年度は見込み、26年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

現状② 落札率及び低価格入札の発生率の推移

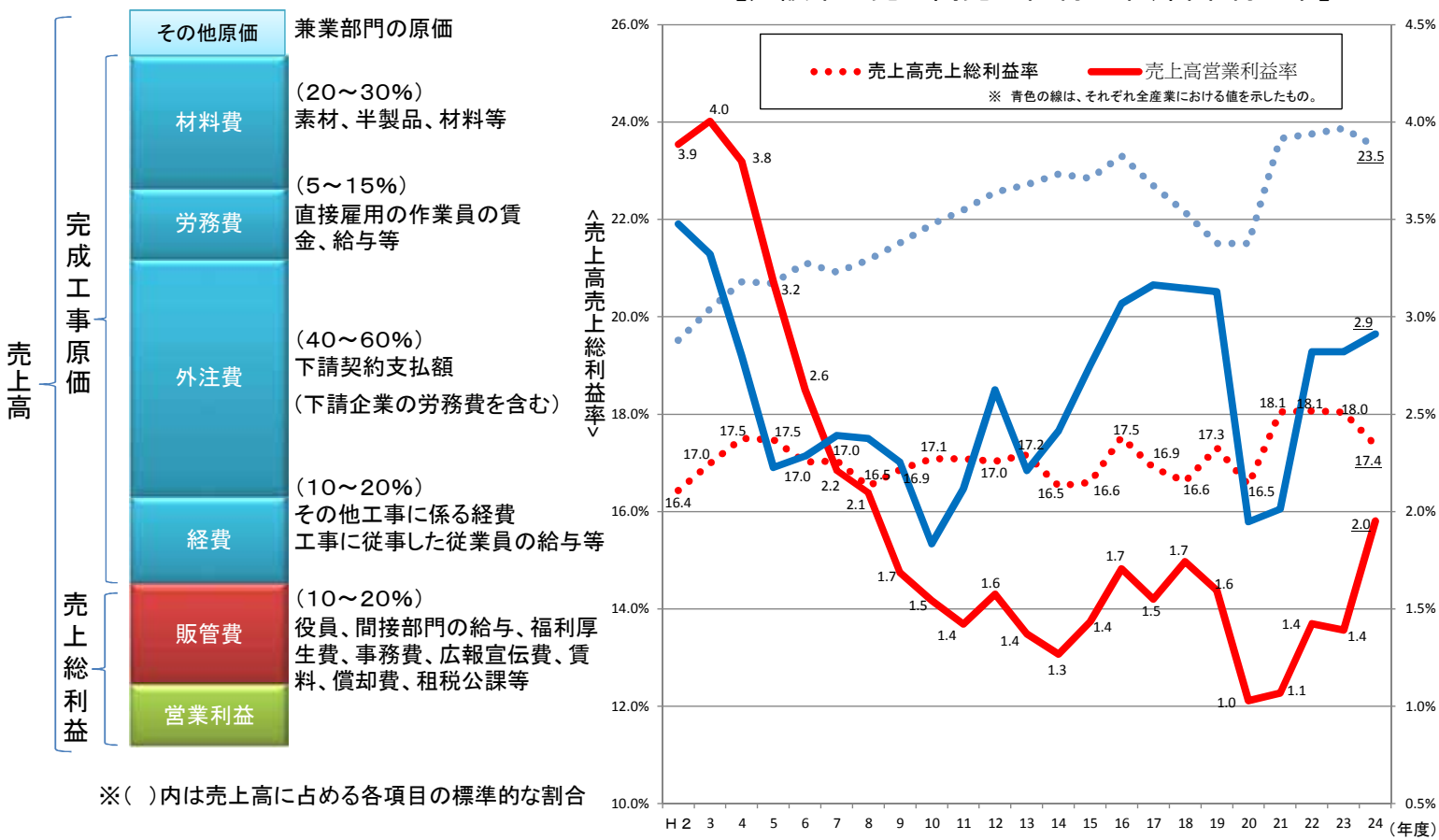
○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



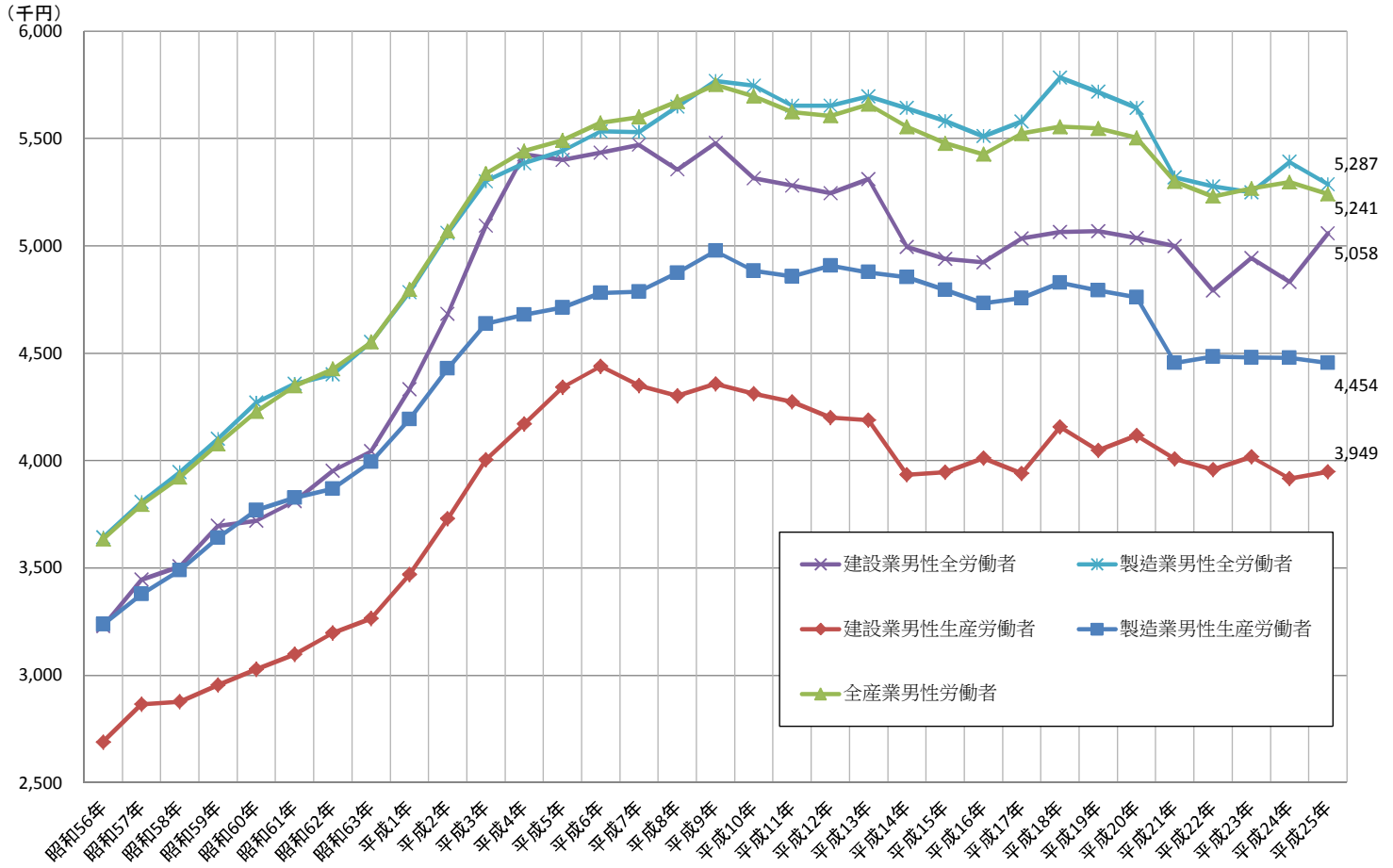
- ※1 H24年度のデータは速報値であり、今後変更があり得る。
- ※2 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
- ※3 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）
- ※4 低価格に入札の発生率における国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事（港湾空港関係除く）
- ※5 平成18年度の市区町村発注工事に係る落札率のデータは欠損。

現状③ 建設業の売上高売上総利益率、営業利益率の推移

【建設業の売上高売上総利益率、営業利益率】



現状④ 建設業の年収額の推移



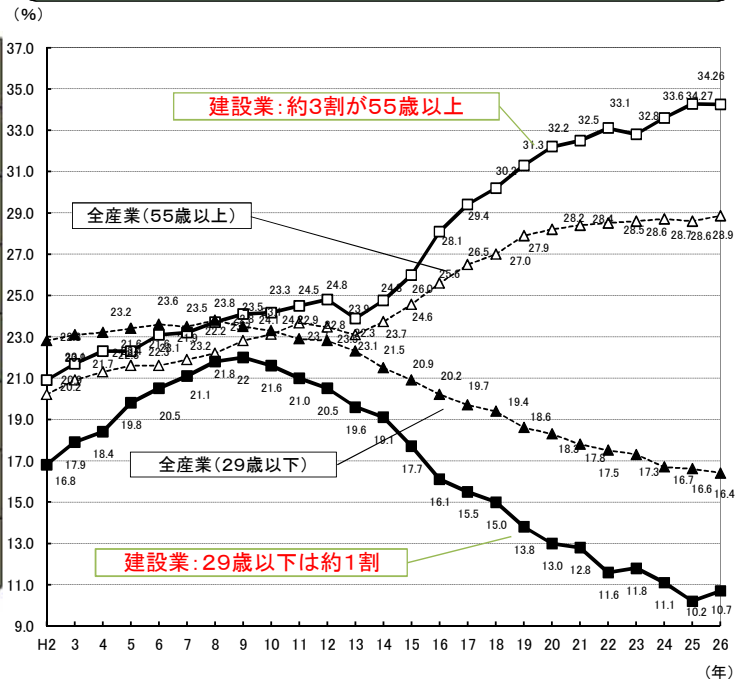
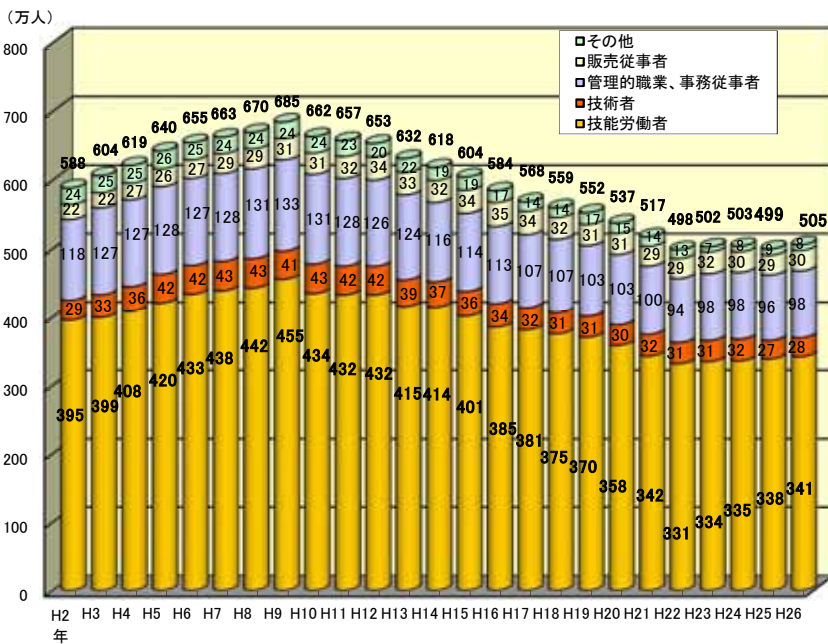
現状⑤ 建設業就業者の現状

技能労働者等の推移

- 建設業就業者: 685万人(H9) → 498万人(H22) → 505万人(H26)
- 技術者: 41万人(H9) → 31万人(H22) → 28万人(H26)
- 技能労働者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 341万人(H26)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術継承が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成25年と比較して55歳以上が約2万人増加、29歳以下が約3万人増加(平成26年)



出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時(H4年度)から約26%減。

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

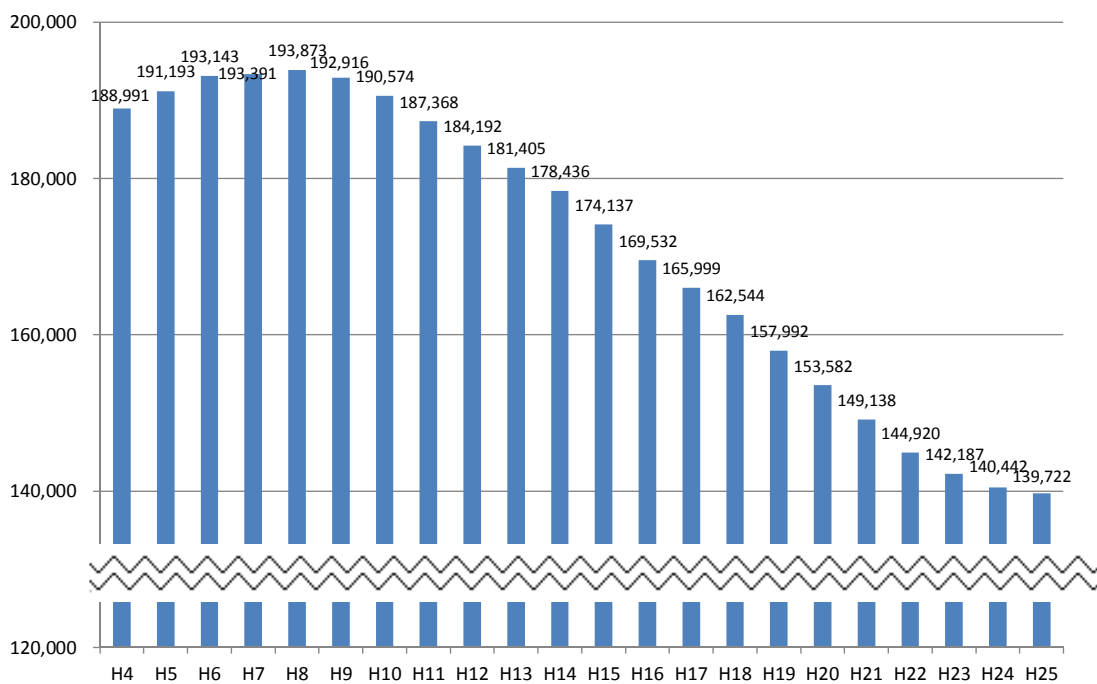
部門別の職員数と増減状況

区分	平成6年度	平成25年度 (H6年度比)
普通 行政 【うち 土木】	1,174,514 【193,143】	909,340 ▲23.6 【139,722】 ▲28.7
会 計		
教育	1,281,001	1,037,527 (▲20.0)
警察	253,994	283,644 (▲11.7)
消防	145,535	158,948 (▲9.2)
計	2,855,044	2,389,459 (▲16.3)
公営企業 等会計	437,448	363,025 (▲17.0)
合計	3,282,492	2,752,484 (▲16.1)

※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等
 ※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

(人)

土木部門職員数推移(H4~H25)



出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」 (年度) 6

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について

ご存知ですか？「歩切り」は違法です

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の改正（※）により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました。（「歩切り」の違法性及び定義については裏面を参照）

（※） 衆・参両院ともに全会一致で可決・成立、公布・施行 H26.6.4

「歩切り」を根絶すべき、これだけの理由

住民のくらしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応を持続的に行うことは、自治体にとって今後ますます重要な課題となります。

改正品確法においては、インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務が大幅に拡充され、発注者は適切な積算により予定価格を適正に設定することとされました。

「歩切り」が行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ・見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること
- ・ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがあること
- ・下請業者や現場の職人へのしわ寄せ（法定福利費のカット等）を招くこと

などが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応等、10年後、20年後の地域の維持に支障が出るおそれがあります。

また、予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながるおそれもあります。

発注者は「歩切り」の根絶を！

「歩切り」には、以上のように多くの問題点があります。発注者は、「歩切り」の問題点と改正品確法の趣旨を十分理解し、将来にわたる品質や担い手の確保の観点を踏まえることなく「ただ安ければよい」としてきた、一部に残る意識や慣例を改めて、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定に取り組んでいかなければなりません。

「歩切り」の違法性について

改正品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」こととされています。

このため、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為（「歩切り」）は、予定価格を適正に定めているとは言えず、品確法に違反することとなります。

また、「歩切り」を行って決定した予定価格による入札手続の入札辞退者にペナルティを課すなどにより、歩切りを行って決定した予定価格の範囲内での入札を実質的に強いるようなことは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に違反するおそれがあり、この場合、特に必要があると認めるときは、許可行政庁は当該発注者に対して必要な勧告をすることができることとされています。（※）

（※） 建設業法第19条の5及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」

（H23.8 国土交通省土地・建設産業局建設業課）

「歩切り」とは？

「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」（※）であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです。

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

- ① 慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ② 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③ 一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④ 追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
- ⑤ 予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定

事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等
ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる場合には、やむを得ない場合があると考えられます。

（※） 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2-4-(1)

（最終変更：H26.9.30 閣議決定）

発注者間の連携等について

- (1) 発注者間の連携及び協力体制
- (2) 近畿地方整備局及び各府県の相談窓口
- (3) 国、特殊法人等における市町村支援状況
- (4) 府県における市町村支援状況
- (5) 基準・要領・システム等の標準化・共有化
- (6) 外部からの支援体制の活用
- (7) 公共工事の発注見通し公表の統合



H27. 2. 12

近畿ブロック発注者協議会 幹事会



(1) 発注者間の連携及び協力体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう

■近畿ブロック発注者協議会の体制(改定案)

近畿ブロック発注者協議会の設置要領を改定(案)

- ◆各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「分科会」を設置できる旨を明記
- ◆近畿ブロックの全市町村における公共工事の品質確保を促進するため、各府県に「地域発注者協議会」を設置する旨を明記

■近畿ブロック発注者協議会の構成図(改定案)

■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14 機関
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、
環境省、防衛省、警察庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25 機関
7 府県、4 政令市、14 市町村
- 特殊法人等 16 機関

■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の55 機関

■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、
兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村 (211 市町村)
- 近畿地方整備局
- 政令市 (オブザーバー)

分科会

分科会

分科会

分科会

分科会

分科会

(2) 近畿地方整備局及び各府県の相談窓口

市町村への相談窓口を設置

- ◆地方公共団体(市町村)における入札契約、発注業務、監督・検査・成績評定、職員の育成等、市町村が支援を必要とする事項に対する「**公共工事事質確保の相談窓口**」を、**近畿地方整備局及び各府県に設置**
- ◆近畿地方整備局では、**各市町村毎に担当事務所及び相談窓口担当者**を定め、各市町村に周知

相談窓口一覧

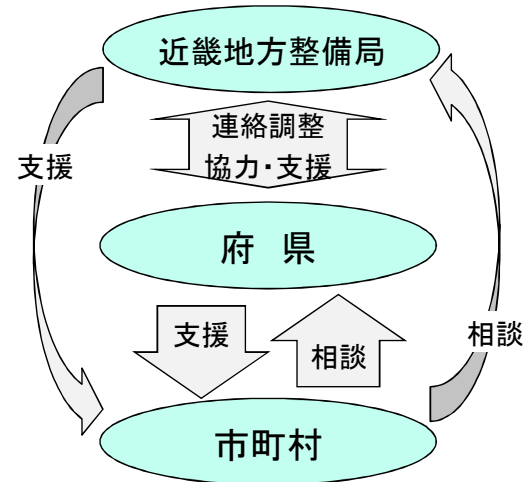
近畿地方整備局HP：
<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/hinkaku/index.html>

【相談窓口 一覧】^{PDF}

機関名	部署名	連絡先		
		電話番号	FAX番号	メールアドレス
国土交通省 近畿地方 整備局	企画部技術管理課 (土木関係)	06-6942-1141	06-6942-7825	hinkaku@kkr.mlit.go.jp
	市町村には、担当事務所の相談窓口連絡先を周知しております。			
	営繕部計画課 (建築関係)	06-6942-1141	06-6943-8452	-
福井県	土木部	0776-20-0471	0776-22-8164	kanrika@pref.fukui.lg.jp
	土木管理課			
滋賀県	土木交通部	077-528-4118	077-524-0943	dbkikaku@pref.shiga.lg.jp
	監理課技術管理室			
京都府	建設交通部 指導検査課	075-414-5219	075-414-5243	shido@pref.kvoto.lg.jp
大阪府	都市整備部	06-6944-6038	06-6944-6772	toseijikan-r02@sbox.pref.osaka.lg.jp
	事業管理室			
兵庫県	県土整備部県土企画局	078-362-9287	078-362-4433	kendo_enivutsu@pref.hyogo.lg.jp
	技術企画課			
奈良県	県土マネジメント部	0742-27-7608	0742-24-2810	enivutsu@office.pref.nara.lg.jp
	技術管理課			
和歌山県	県土整備部県土整備政策局	073-441-3082	073-428-1810	e0811001@pref.wakayama.lg.jp
	技術調査課			

このページの掲載内容に関するお問い合わせ
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課 工事事質確保係
 ■電話 06-6942-1141(内線 3286) ■FAX 06-6942-7825

相談/協力等の流れ



(3) 国・特殊法人等における市町村支援状況

機関名	市町村支援状況
国土交通省 近畿地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・管内7府県全ての市町村を対象に担当事務所を定め、支援窓口を設置 ・基準・要領・システム等の標準化・共有化を推進 ・地方公共団体の総合評価委員会に近畿地方整備局職員が委員として参加し助言 ・近畿地方整備局主催の発注関係事務に関する研修に地方公共団体の職員を受入 ・発注者協議会主催で市町村職員向け講習会を開催 ・地方公共団体への出前講座による技術支援
農林水産省 近畿農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・公募により管内府県の土地改良事業団体連合会等を発注者支援機関として認定 ・市町村の要望に応じて、設計・積算、技術審査、工事監督・検査の補助業務を支援
独立行政法人 水資源機構 関西支社	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムを有する市町村に対して、受託支援(積算支援や施工監督)を実施
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等の下水道担当職員を対象に、主に設計、積算及び施工監督等に関する研修を実施 ・一部研修の受講、修了により、下水道法に定める資格取得に必要な実務経験年数を短縮



(4) 府県における市町村支援状況

- 府県研修への参加、総合評価委員会への出席、講習会、支援窓口等については概ね全府県で実施
- 地域一括発注について、多数の府県で実施済または実施を検討中
- 地域維持管理連携プラットフォーム、技術支援人材バンク等独自の施策も展開されている

凡例
○：実施中
△：検討中

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	実施数
①市町村職員を対象とした研修または府県研修への市町村職員の参加	○	○	○	○	○ (公契連：事務職むけ) (技術センター：技術職むけ)	○ (点検等)	○ (公共インフラ点検研修)	○：7 △：—
②府県への派遣による実務研修	○	○ (県における市町村職員派遣の受け入れ)	○ (府検査への臨場)	○	○ (県における市町村職員派遣の受け入れ)	○		○：6 △：0
③市町村の総合評価委員会への出席	○	○	○	○	○ (県土木事務所副所長(技術)等が学識経験者に就任等)	○ (学識意見聴取であり、委員会への出席ではない)	○ (第三者機関の活用)	○：6 △：0
④市町村向け講習会の実施	○ (県と合同講習会)	○ (建設技術センター)	○	○	○ (公契連：事務職あて) (技術センターによる講習会等)		○ (積算講習会)	○：6 △：0
⑤市町村工事・業務等の受託	△ (道路施設点検等)	○ (建設技術センター)	○	○	○ (点検、積算、工事監理、長寿命化計画策定等)	○	○ (公共インフラ点検の受託)	○：6 △：1
⑥支援窓口の設置	○ (土木管理課)	○ (建設技術センター)	○ (指導検査課)	○ (事業管理室)	○ (総合評価の相談等：担当課対応) (技術センター内にコンスタント相談窓口)	○ (技術管理課)	○ (検査・技術支援課)	○：7 △：0
⑦技術センター等の活用による支援	○ (発注者支援業務、橋梁長寿命化、講習会等)	○ (積算、道路メンテナンス等)	○		○ (工事・業務等の受託、研修、相談窓口等)			○：4 △：0
⑧電子入札システムの共同利用	○	○	○					○：3 △：0
⑨地域維持管理連携プラットフォーム				△	○ (維持管理に関する情報共有及び市町村職員の人材育成、地域一括発注の検討)			○：1 △：1
⑩地域一括発注	△ (公共施設点検等)	△ (公共施設点検等)	△ (公共施設点検等)	△ (維持管理業務)	○ (路面性状調査【技術センター】)	○ (点検等)		○：2 △：4
⑪技術支援人材バンク					△ (県OBによる損傷橋梁の経過観察)		○	○：1 △：1
⑫県発注工事の工事成績評定点の提供							○	○：1 △：0
⑬道路メンテナンス会議	○	○	○	○	○	○	○	○：7 △：—



(5) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

地方公共団体における主な基準・要領等の運用状況

- 土木工事標準積算基準書について、独自基準を使用している機関はない
- 準用(改変)内容は、各組織の実情や施工規模等を勘案した運用となっている
- 工事成績評定について、H27年度からは全府県政令市において国との相互活用が可能な要領となる予定

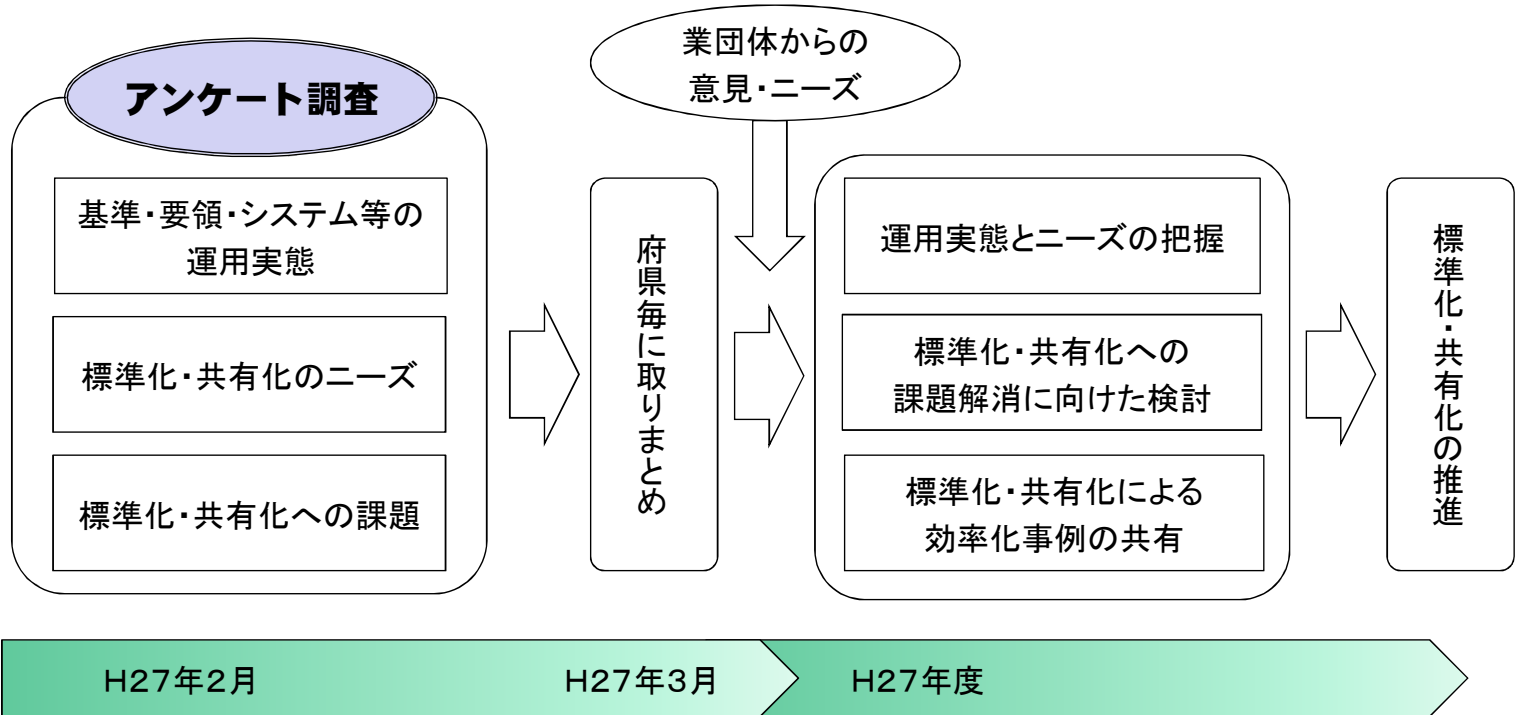
調査時期：府県政令市データは、H27年1月末時点
市町村データはH25年12月末時点

基準類(国土交通省)	使 用 状 況															
	2 府				5 県				4 政 令 市				市 町 村 (政 令 市 除 く)			
	準用		準用(改変)		非準用(独自基準)		基準無し		準用		準用(改変)		非準用(独自基準)		基準無し	
自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	
土木積算システム	各府県は独自契約により積算システムを運用(JACIC以外の業者(富士通・日立・NECなど))								府県のシステムに準じたシステムを運用している機種							
土木工事標準積算基準書	1	9.1	10	90.9	0	0	0	0	19	9.0	192	91.0	0	0	0	0
土木工事標準積算基準書(参考資料)(国土交通省 近畿地方整備局)	1	9.1	10	90.9	0	0	0	0	19	9.0	192	91.0	0	0	0	0
土木工事標準積算基準書(参考資料)(国土交通省 近畿地方整備局)	1	9.1	10	90.9	0	0	0	0	19	9.0	192	91.0	0	0	0	0
土木工事共通仕様書	2	18.2	9	81.8	0	0	0	0	38	18.0	172	81.5	1	0.5	0	0
土木工事施工管理基準及び規格値	3	27.3	8	72.7	0	0	0	0	58	27.5	152	72.0	1	0.5	0	0
写真管理基準(案)	3	27.3	8	72.7	0	0	0	0	58	27.5	151	71.6	2	0.9	0	0
工事監督基準関係	1	9.1	6	54.5	3	27.3	1	9.1	20	9.5	137	64.9	47	22.3	7	3.3
工事検査基準関係	1	9.1	7	63.6	2	18.2	1	9.1	13	6.2	138	65.4	53	25.1	7	3.3
工事成績評定	1	9.1	9	81.8	1	9.1	0	0	46	21.8	42	19.9	49	23.2	74	35.1
請負工事成績評定要領(工事成績を付けている場合のみ)	1	9.1	9	81.8	1	9.1	0	0	9	4.3	114	54.0	66	31.3	22	10.4

(5) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

市町村の運用実態、ニーズ把握等のためのアンケート調査を実施

- 基準・要領・システム等の標準化・共有化に向け、全市町村を対象にアンケート調査を実施
- H27年2月にアンケートを依頼、平成26年度内に取りまとめ



(6) 外部からの支援体制の活用

品確法条文

■品確法第21条第4項

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■発注関係事務の運用に関する指針

地方公共団体において国及び都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施できる者の選定を支援するとともに、その者の育成、活用の促進に努める。

外部支援者活用の現状

【福井県】

支援者：(公財)福井県建設技術公社
支援内容：発注者支援業務、橋梁長寿命化、講習会等

【滋賀県】

支援者：(公財)滋賀県建設技術センター
支援内容：発注者支援業務、道路メンテナンス、講習会等

【京都府】

支援者：京都府土地開発公社 技術センター
支援内容：工事・業務積算等

【兵庫県】

支援者：(公財)兵庫県まちづくり技術センター
支援内容：発注者支援業務、講習会、研修、支援窓口等

【近畿農政局】

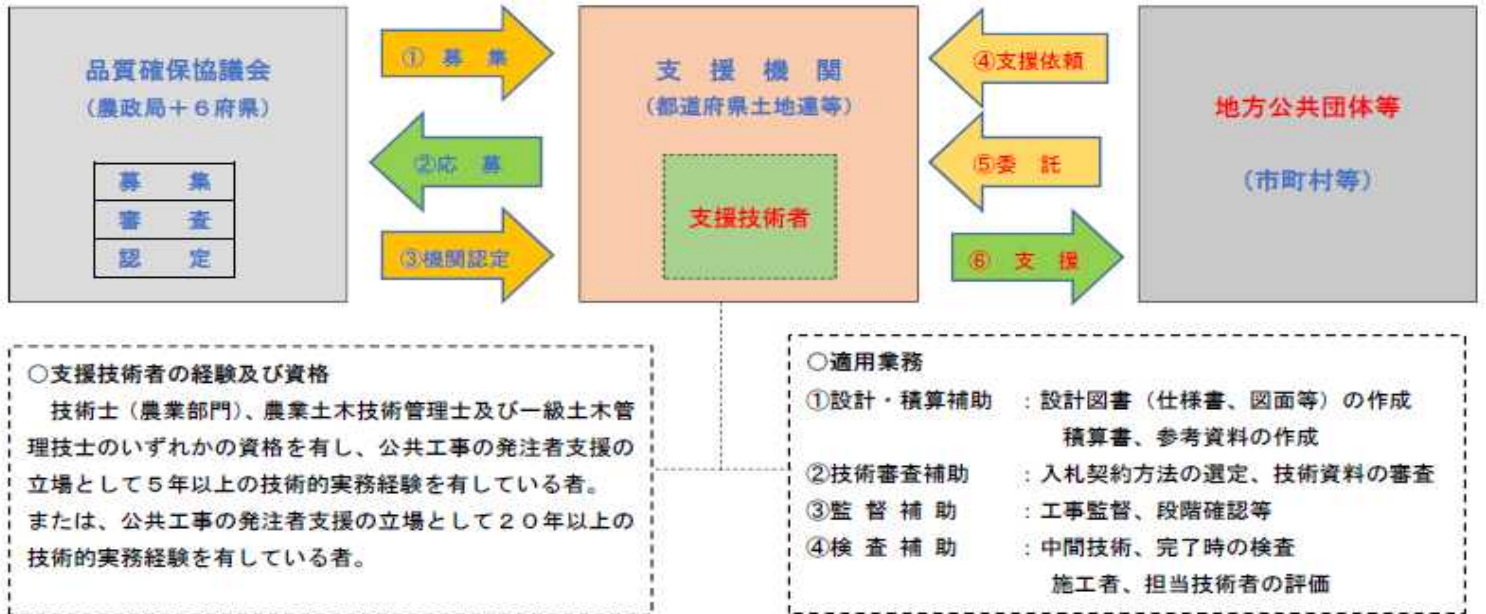
支援者：公募により管内府県の土地改良事業団体連合会等を発注者支援機関として認定
支援内容：市町村の要望に応じて、設計・積算、技術審査、工事監督・検査の補助業務を支援

活用に向けた取組み

近畿地方整備局において外部支援体制を整えるための検討をしているところであり、市町村における外部からの支援体制活用のニーズ等を把握したうえで、分科会等で活用に向けた体制の整備を検討

『農業農村整備事業発注者支援機関認定制度』

【近畿農政局】



(7) 公共工事の発注見通し公表の統合

公共工事の発注見通し公表の統合(HPリンク)範囲を拡充

- 近畿地方整備局のホームページに、近畿管内の『国の機関』『府県』『政令市』『市町村』『関連する特殊法人等』の工事発注見通し公表を統合(リンク)して掲載
- 関係各機関のホームページにも当該ページへのリンクを設定

＜国・府県政令市等(近畿地方整備局管内)における公共工事の発注見通し＞

【近畿地方整備局のHP画面】

- ・近畿地方整備局 [近畿地方整備局ホームページ内]
- ・国土交通省近畿運輸局
- ・国土交通省大阪航空局
- ・海上保安庁第五管区海上保安本部
- ・海上保安庁第八管区海上保安本部
- ・農林水産省近畿農政局 [PDF]
- ・林野庁近畿中国森林管理局
- ・防衛省近畿中部防務局
- ・警察庁近畿管区警察部
- ・財務省近畿財務局
- ・財務省大阪国税局
- ・経済産業省近畿経済産業局
- ・国土交通省近畿地方建設事務所
- ・農林水産省近畿農政局 [PDF]

大阪府の公共工事の発注見通し

- ・大阪府
- ・大阪市(交通局除く)
- ・大阪市交通局
- ・堺市

兵庫県公共工事の発注見通し

- ・兵庫県 [兵庫県PPP]
- ・神戸市 [兵庫県電子入札共同運営システム(e-Uようこ)]
- ・兵庫県内の市町村 [兵庫県ウェブサイト内]

奈良県の公共工事の発注見通し

- ・奈良県

和歌山県の公共工事の発注見通し

- ・和歌山県
- ・和歌山県内の市町村 [和歌山県ウェブサイト内]

《公共工事の発注見通し統合経緯》

- H26. 6 近畿地方整備局ホームページに公共工事の発注見通し公表統合ページを作成し、府県政令市の工事発注見通しを統合
- H26. 10 国の他の発注機関、特殊会社、独立行政法人等の工事発注見通し公表を統合
- H26. 11～ 府県のホームページに市町村の工事の発注見通し公表を統合
- H27. 3 H26年度内に全府県で市町村の工事の発注見通し公表を統合予定

その他機関の工事の発注見通し

- ・独立行政法人水資源機構関西支社
- ・西日本高速道路株式会社
- ・本州四国連絡高速道路株式会社
- ・阪神高速道路株式会社
- ・新聞国際空港株式会社
- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部 大阪支社
- ・独立行政法人都市再生機構西日本支社
- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構
- ・日本下水道事業団近畿・中国総務事務所

福井県の公共工事の発注見通し

- ・福井県
- ・福井県内の市町村 [福井県ウェブサイト内]

滋賀県の公共工事の発注見通し

- ・滋賀県

京都府の公共工事の発注見通し

- ・京都府
- ・京都市(上下水道局、交通局除く)
- ・京都市上下水道局
- ・京都市交通局
- ・京都府内の市町村(京都市除く) [京都府ウェブサイト内]

改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)について

公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、建設業法・入契法等が改正されるとともに平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)」が公布、施行されました。

品確法の改正により、新たに第22条において、「国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする」ことが規定されました。

これを受け、国土交通省では、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針となる運用指針の策定に取り組み、平成27年1月30日に開催されました公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、関係省庁申合せとしてとりまとめられました。

ここでは、運用指針に関する情報をお知らせします。

運用指針 関係資料

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者(以下「発注者」という。)を支援するために定めるものです。

各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものです。

また、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表することとされています。

[発注関係事務の運用に関する指針\(平成27年1月30日\)\(公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議\)](#)

[発注関係事務の運用に関する指針\(解説資料\)\(平成27年1月30日\)\(公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局\(国土交通省\)\)※2015/2/6 修正](#)

参考資料

- ・ [運用指針の概要](#)
- ・ [主なポイント:「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」](#)
- ・ [主なポイント:「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」](#)
- ・ [運用指針の全体構成](#)
- ・ [意見聴取及び調整の経緯\(品確法運用指針に基づく発注関係事務の適切な運用に向けて\)](#)

- ・ [「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」\(平成26年6月4日公布・施行\)について](#)
- ・ [「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」\(平成26年9月30日閣議決定\)について](#)

運用指針（解説資料）の参考資料一覧のデータ

Copyright© 2008-2014 MLIT Japan.
All Rights Reserved.

解説資料の巻末資料として掲載している参考資料に関する情報をお知らせします。

Ⅱ. 1. 発注関係事務の適切な実施

(1) 調査及び設計段階

資料名	日付	所管省庁等
プロジェクトマネジメントの手引き （第1編 基礎編） （第2編 導入準備編） （第3編 運用実践編）	平成21年9月	国土交通省
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成21年3月 (最終:平成27年1月)	国土交通省
設計業務等標準積算基準書	平成14年3月 (最終:平成26年3月)	国土交通省
官庁施設の設計業務等積算基準	平成17年6月 (最終:平成21年4月)	国土交通省
予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて	平成16年6月 (最終:平成25年5月)	国土交通省
条件明示ガイドライン(案)(土木設計)	平成26年9月	国土交通省
建築士法(昭和25年法律第202号)第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準	平成21年1月 (最終:平成21年6月)	国土交通省
公共土木設計業務等標準委託契約約款	平成7年5月 (最終:平成23年1月)	国土交通省
公共建築設計業務標準委託契約約款	平成8年2月	国土交通省

(2) 工事発注準備段階

資料名	日付	所管省庁等
公共工事の円滑な施工確保について	平成26年2月	総務省・ 国土交通省
公共工事標準請負契約約款	昭和25年2月 (最終:平成22年7月)	中央建設業 審議会
条件明示について	平成14年3月	国土交通省
土木請負工事工事費積算要領及び土木請負工事工事費積算基準の制定について 土木請負工事工事費積算要領 土木請負工事工事費積算基準	昭和42年7月 (最終:平成26年3月)	国土交通省
積算基準の制定について(公共建築工事積算基準)	平成15年3月 (最終:平成19年2月)	国土交通省
土木請負工事の共通仮設費算定基準について	昭和55年2月 (最終:平成26年3月)	国土交通省
営繕積算方式活用マニュアル	平成27年1月	国土交通省
歩切りに関するリーフレット	平成26年12月	国土交通省

事業執行における積算等の留意事項について	平成3年5月 (最終：平成4年8月)	国土交通省
--------------------------------------	-----------------------	-------

(3)入札契約段階

資料名	日付	所管省庁等
工事請負業者選定事務処理要領	昭和41年12月 (最終：平成26年5月)	国土交通省
発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について	平成26年5月	国土交通省
工事請負契約書の制定について	平成7年6月 (最終：平成26年5月)	国土交通省
国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成25年3月	国土交通省
予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて	平成16年6月 (最終：平成25年5月)	国土交通省
工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル	昭和61年6月 (最終：平成25年5月)	中央公共工事契約制度運用連絡協議会
入札金額の内訳の提出について	平成13年12月 (最終：平成20年3月)	国土交通省
工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について	平成15年12月 (最終：平成20年3月)	国土交通省
建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて	平成26年12月	総務省・ 国土交通省
総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集	平成23年3月	国土交通省
地方公共団体向け総合評価実施マニュアル	平成19年3月 (最終：平成20年3月)	国土交通省
施工体制確認型総合評価落札方式の試行について	平成18年12月 (最終：平成25年10月)	国土交通省
公共工事の円滑な施工確保について	平成26年2月	総務省・ 国土交通省
公共工事標準請負契約約款	昭和25年2月 (最終：平成22年7月)	中央建設業 審議会
工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について	平成13年3月 (最終：平成19年9月)	国土交通省
入札監視委員会の設置及び運営について	平成13年3月 (最終：平成22年3月)	国土交通省
地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル	平成19年3月	国土交通省
国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン	平成17年9月 (最終：平成25年3月)	国土交通省
工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について	平成13年3月 (最終：平成18年10月)	国土交通省
工事請負契約に係る指名停止等の措置要領	昭和59年3月 (最終：平成26年3月)	国土交通省
工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル	昭和59年3月 (最終：平成24年6月)	中央公共工事契約制度運用連絡協議会
入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～	平成26年10月	公正取引委員会事務総局
談合情報対応マニュアル等の改正について	平成22年9月	国土交通省

(4) 工事施工段階

資料名	日付	所管省庁等
公共工事標準請負契約約款	昭和25年2月 (最終:平成22年7月)	中央建設業 審議会
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン	平成23年8月	国土交通省
工事請負契約書第25条第1項～第4項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)	平成25年9月	国土交通省
工事請負契約書第25条第5項の運用について	平成20年6月 (最終:平成25年10月)	国土交通省
工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について	平成20年9月	国土交通省
賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について	平成26年1月	国土交通省
賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)	平成26年1月	国土交通省
工場現場等における施工体制の点検要領	平成13年3月	国土交通省
施工体制台帳等活用マニュアル 施工体制台帳等活用マニュアル 施工体制台帳等活用マニュアル(チェックリスト) 施工体制台帳等活用マニュアル(事例集)	平成15年11月 (最終:平成26年12月)	国土交通省
土木工事監督技術基準(案)	昭和54年2月 (最終:平成15年3月)	国土交通省
土木工事監督技術基準(案)にかかる重点監督について	平成11年3月	国土交通省
公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引きー実務者のための参考書ー	平成22年7月	国土交通省
地方整備局土木工事技術検査基準(案)	平成18年3月	国土交通省
建設産業における生産システム合理化指針	平成3年2月	国土交通省
建設業法令遵守ガイドライン	平成19年6月 (最終:平成26年10月)	国土交通省
平成25年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について	平成26年4月	国土交通省
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン	平成24年7月	国土交通省
もっと女性が活躍できる建設業行動計画	平成26年8月	国土交通省・ 建設業5団体
技能労働者への適切な賃金水準の確保について	平成25年3月	国土交通省
発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について	平成26年5月	国土交通省

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について	平成14年10月 (最終：平成26年10月)	総務省・ 国土交通省
工事請負契約書の制定について	平成7年6月 (最終：平成26年5月)	国土交通省
中間前金払制度の創設等について	平成11年2月	国土交通省
地域建設業経営強化融資制度について	平成20年10月	国土交通省
公共工事に係る工事請負代金の譲渡を活用した融資制度について	平成14年12月 (最終：平成20年10月)	国土交通省
公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について	平成10年11月	国土交通省
出来高部分払方式の実施について	平成22年9月	国土交通省
土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について	平成21年5月	国土交通省
工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について	平成19年3月	国土交通省
工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)	平成26年3月	国土交通省 関東地方整備局
常備工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)	平成26年3月	国土交通省

(5)完成後

資料名	日付	所管省庁等
公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引きー実務者のための参考書ー	平成22年7月	国土交通省
請負工事成績評定要領	平成13年3月 (最終：平成22年3月)	国土交通省
請負工事成績評定要領の運用について	平成13年3月 (最終：平成26年5月)	国土交通省
小規模(市町村)工事成績評定要領(案)	平成22年2月	国土交通省 中部地方整備局

(6)その他

資料名	日付	所管省庁等
土木工事の情報共有システム活用ガイドライン	平成22年9月 (最終：平成26年7月)	国土交通省

Ⅱ. 2. 発注体制の強化等

(2)発注者間の連携強化

資料名	日付	所管省庁等
小規模(市町村)工事成績評定要領(案)	平成22年2月	国土交通省 中部地方整備局

公共建築工事成績評定要領作成指針	平成19年4月 (最終:平成21年11月)	※
公共建築設計等委託業務成績評定基準	平成21年4月	国土交通省
建築設計等委託業務成績評定要領作成指針	平成19年3月	※

※中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議

3). 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

資料名	日付	所管省庁等
設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)	平成21年3月	国土交通省
国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)	平成21年3月	国土交通省
国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成25年3月	国土交通省
総合評価方式使いこなしマニュアル～公共工事成確法をふまえて	平成18年12月 (最終:平成19年3月)	国土交通省
総価契約単価合意方式の実施について	平成23年9月	国土交通省
CM方式活用ガイドライン	平成14年2月	国土交通省

お問い合わせ先

大臣官房 技術調査課 課長補佐 和田 賢哉
電話:(03)5253-8111(内線22334)

大臣官房 技術調査課 係長 池田 大介
電話:(03)5253-8111(内線22337)

近畿地方整備局における発注関係事務の取組みについて

- (1) 総合評価落札方式における主な取組みについて
- (2) 円滑な工事の施工に向けて
- (3) 平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について
- (4) 建設コンサルタント業務関係
- (5) 「営繕積算方式」活用マニュアル等について



H27. 2. 12

近畿ブロック発注者協議会 幹事会

(1) 総合評価落札方式の主な取組みについて

◇参入機会の確保・担い手確保対策

- ・ 企業チャレンジ評価型の試行
- ・ 若手チャレンジ評価型の試行
- ・ 女性技術者活用型の試行

◇受発注者の負担軽減に向けて

- ・ 一括審査方式の試行

◇新たな技術提案評価について

- ・ 技術向上提案付加型の試行
- ・ 技術提案評価の見直し

【企業チャレンジ評価型】

- 府県・政令市の実績のみしか有していない優良な企業にも、国交省への入札参加を促すことを目的に試行工事の実施
- 総合評価は、企業・技術者の能力等は求めずに、技術提案（施工計画）のみの評価を実施

- ・ 配置予定技術者の同種工事の施工経験は問わない
- ・ 競争参加資格要件として、同種工事の施工実績として、近畿地方整備局及び、近畿地方整備局工事成績評定実施要領（7項目）と同等の工事成績評定を行っている福井県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・京都市・堺市または神戸市の発注工事に限る
- ・ 同種工事の実績の成績が、近畿地方整備局発注の工事である場合は、工事成績評定点が65点未満（低入工事は70点未満）でないこと。また福井県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・京都市・堺市または神戸市の工事である場合は、工事成績評定点が76点未満でないこと

※同種工事の設定例

・一般土木:「道路工事における掘削の施工実績」「河川堤防における築堤盛土の施工実績」

総合評価

【技術提案(施工計画)】

事 項	配 点	加算点
① 工事施工上の留意点 (テーマを3項目に設定) ・品質管理 ・安全管理 ・企業の支援体制	18 (6×3項目)	30
② 上記①の留意点に対する検討事項及びその理由		
③ 工程表の作成	12	

対象工種＝比較的、技術難易度の低い工事

- ・ 一般土木C : 盛土、切土などを主とする単一的な工事
- ・ AS舗装、PCについても検討

参入機会の確保・担い手確保対策

【若手チャレンジ評価型】

■ 若手技術者(40歳以下)に対して監理(主任)技術者としての経験を積ませること。及び企業による育成を促すことを目的に試行工事の実施

- ・配置予定技術者は40歳以下とする
また、同種工事の施工経験は問わない
- ・総合評価は、企業の施工能力と技術提案(施工計画)のみで評価
- ・競争参加資格要件として、同種工事の施工実績があること
(発注機関は問わない)
- ・同種工事の実績の成績が、近畿地方整備局発注の工事である場合は、工事成評定点が65点未満(低入工事は70点未満)でないこと

※同種工事の設定例

・一般土木:「道路工事における掘削の施工実績」「河川堤防における築堤盛土の施工実績」

総合評価

【企業の施工能力】

評価項目		配点	加算点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	3	20
	国土交通省近畿地方整備局での当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	4	
	有用な新技術の活用	最大1	
	情報化施工技術の活用	最大1	
	現場従事技能者の配置	最大4	
	ISO9000シリーズ認証取得	1	
	アスファルト舗装工事施工体制(※当該工事の工事種別がAs舗装の場合)	(3)	
	地域内工事の実績	2	
	災害協定の締結の有無	1	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1	
	災害活動に対する表彰	2	
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	-	

【技術提案(施工計画)】

事項	配点	加算点
① 工事施工上の留意点 (テーマの1項目は企業の支援体制を記載)	6 (2×3項目)	10
② 上記①の留意点に対する検討事項及びその理由		
③ 工程表の作成	4	

対象工種＝比較的、技術難易度の低い工事

- ・一般土木C：盛土、切土などを主とする単一的な工事
- ・AS舗装についても検討

【女性技術者活用型】

- 女性にも、現在から将来にわたって、現場を取り仕切る土木技術者として、活躍していただくために、女性技術者活用型の工事を試行します。
- また、この試行では、多くの女性技術者が積極的に資格を取得し、将来の監理技術者として活躍していくことを期待しています。

<付加する要件等>

- ・女性技術者は、1名以上配置する
(監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに配置)
- ・配置する女性技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士(種別は「土木」に限る)、またはこれと同等以上の資格を有すること
- ・現場代理人、担当技術者の配置は、工期の全てとする

[H26.11.20現在]

【企業・若手チャレンジ・女性技術者活用型で発注する試行予定工事】

<企業チャレンジ評価型>

施工場所	工事種別・ランク	工事名 (一部仮称)
福井県	一般土木・C	九頭竜川浜四郷地区堤防拡幅工事
京都府	一般土木・C	由良川中流河道整備工事
	一般土木・C	国道9号野花地区他歩道整備工事
	一般土木・C	桂川羽束師地区掘削工事
大阪府	AS舗装・C	一津屋地区他舗装工事
兵庫県	一般土木・C	小河江地区盛土処理工事
奈良県	一般土木・C	大和御所道路朝町高架橋北地区下部工事
和歌山	一般土木・C	紀の川緊急河川敷道路橋梁架替工事

<若手チャレンジ評価型>

施工場所	工事種別・ランク	工事名 (一部仮称)
滋賀県	AS舗装・A	国道161号湖西道路簡易駐車場舗装工事
大阪府	一般土木・C	鍋谷峠道路父鬼改良工事
和歌山	一般土木・C	和歌山岬道路平井北改良工事

<女性技術者活用型>

施工場所	工事種別・ランク	工事名 (一部仮称)
福井県	一般土木CまたはD	九頭竜川小尉地区水際再生他工事

受発注者の負担軽減に向けて

■ 一括審査方式の試行

目的

総合評価における技術力審査・評価を効率化

- ・企業の技術提案作成に関する負担を軽減
- ・発注者の技術審査に関する負担を軽減

概要

競争参加要件等を共通化できる複数の工事について、求める**技術資料の提出は1つのみ**とし、その評価結果を複数の工事の総合評価に利用する。また落札は**1抜け方式**を採用し、提出できる配置予定技術者は**1名のみ**とする。

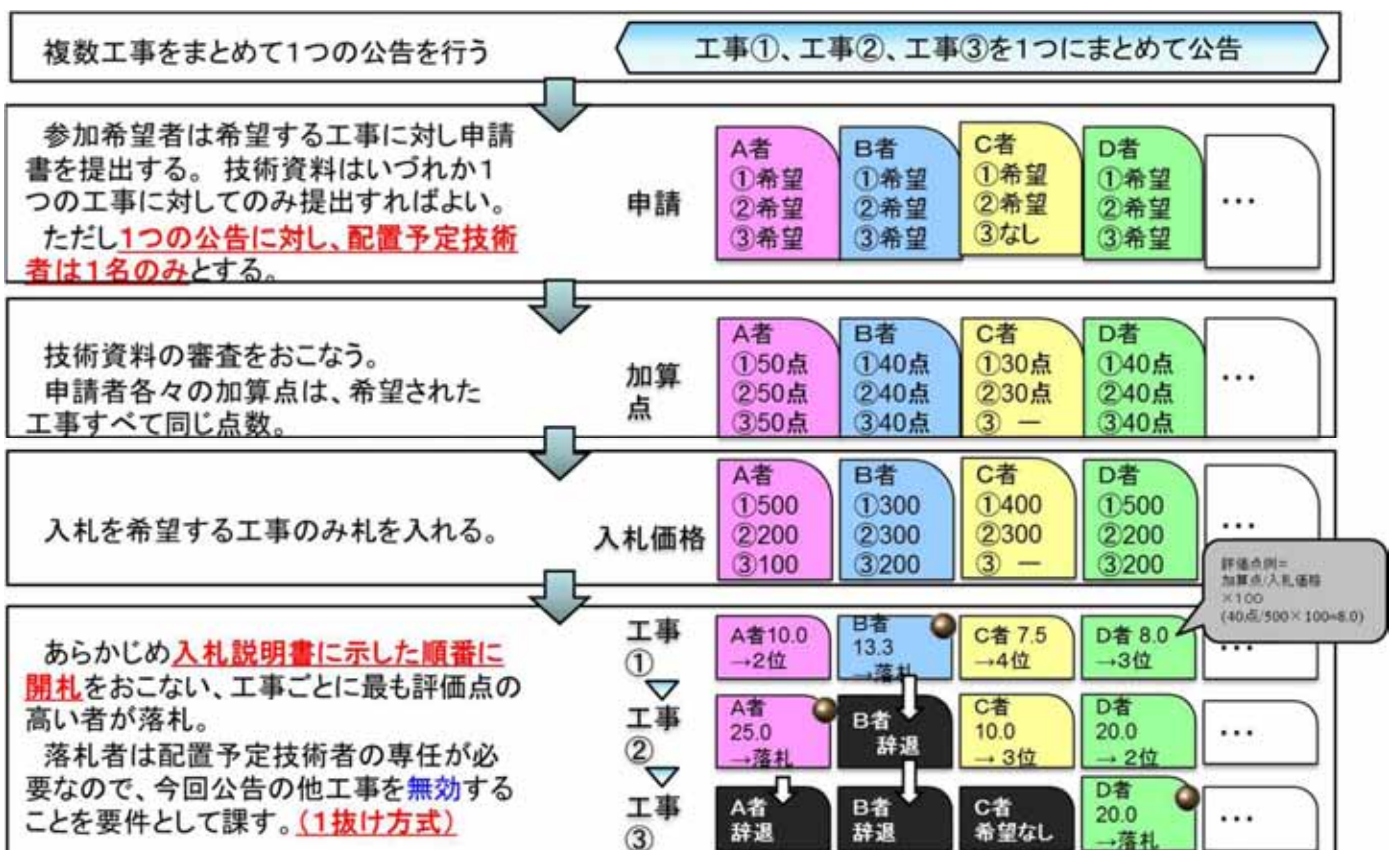
また、求めるテーマ、施工計画については一括で審査する**各工事に共通する項目に限定**する。

適用条件

以下の条件をすべて満たす2以上の工事。ただし分任官発注で難易度が低い工事については、イ) からホ)までの条件をすべて満たせばよい。

- イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、**技術力審査・評価の項目が同じ工事**
- ハ) **工事種別及び等級区分が同じ工事**
- ニ) **施工地域が近接する工事**
- ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて**同一日に行うこと**としている工事
- ヘ) 求める技術提案のテーマが同一となる工事(施工計画の場合も可)
- ト) 技術的難易度について今回求めるテーマに関連のある項目の評価が同じ工事

< 手続の流れ >



■発注工事の設計に関して、品質や機能の向上に資する技術を、施工者の視点から提案していただく。（技術向上提案）

この提案は、設計変更を伴うことから、履行義務を課さず、着目された技術力を評価する。

（なお、従来の施工上の技術に係る指定テーマでの提案についても求め、履行義務を課す）

当該提案技術の実施にあたっては、契約後に第三者委員会に諮り決定する。

- 指定テーマは、工事内容に応じて1～2テーマを設定し、指定テーマに対する技術提案は、各テーマ毎に最大5つとする。（従来と同じ）
- 技術向上提案は発注者が示す「項目」について、技術向上の観点から企業独自の**提案事項と対策案（概算費用含む）**を提案する。

- ⇒「項目」：
 ①施工の確実性に資する事前調査方法の工夫 ⇒トンネル、改良
 ②構造物の維持管理・長寿命化に資する設計上の工夫 ⇒トンネル、改良、PC
 ③点検・補修の効率化に資する設計上の工夫 ⇒PC
 ④周辺環境対策に資する施工上の工夫（指定テーマで求めない場合） ⇒トンネル、改良

※上記①～④から現場条件もしくは目的物に応じて1項目設定

また、**概算費用は上限額を設ける**ものとし、上限額を超えた場合は技術向上提案について評価しない。

（概算予定金額の10%程度を目安として公告に記載）

・配点について

- | | |
|--|--|
| ①【SⅠ型】指定2テーマ＋技術向上提案（1提案）
配点：34点
指定テーマ① 20点（4点×5提案）
指定テーマ② 10点（2点×5提案）
技術向上提案 4点（4点×1提案） | ②【SⅡ型】指定1テーマ＋技術向上提案（1提案）
配点：36点
指定テーマ① 30点（6点×5提案）
技術向上提案 6点（6点×1提案） |
|--|--|

提案例)トンネル

項目	提案事項	対策(案)	概算費用(百万円)
施工の確実性に資する事前調査			

- 技術向上提案の評価方法について
評価については以下の基準により行う。

配点	4点	6点	評価基準
・重要	4点	6点	概算費用から見て将来的に標準仕様としていく検討に値するもの、もしくは当該工事の特殊性からと概算費用から見て特に優れた対策と考えられるもの
・概ね重要	2点	3点	【重要】、【標準】及び【設定項目対象外】に合致しないもの
・標準 ・設定項目対象外	0点	0点	・標準と同等程度以下で、追加で実施するほどではないもの ・設定項目の分野外のもの

- 対策の履行について

提案した対策案に履行義務はない。

対策を実施するか否かは、第三者委員会に諮ったうえで決定する。

採択は以下の条件に合致した場合にのみ行う。

- ア) **将来、他の工事においても標準的に摘要することとなる技術**
- イ) **当該工事の現場条件の特殊性に適合した技術**



- 指定テーマは施工上の工夫であるが、技術向上提案は当初見込まれていない調査や目的物の設計上の工夫を求めるもので、当該工事の仕様に関わるものである。
- 従って、将来的に標準仕様にしていくもの、もしくは当該工事の特殊性に合致したものを採択するもので、実施する場合は当該工事に本来含むものとして費用負担を伴うものとする。
- 技術向上提案の評価は企業が入札する価格に直接関係するものではないことから、その結果は通知しない。

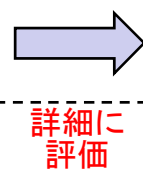
■総合評価方式も概ね10年が経過したことや透明性の確保から評価結果を通知する等の運用改善により企業の分析が可能となり、「優」評価となる提案を行う者が増えてきている。その結果、技術評価点が同点となることが多く発生してきている。「優」評価が多者となった提案については、提案内容をより詳細に評価し、さらに配点に差をつける。

- 詳細評価を行う提案技術
- ①参加資格者数が概ね20者以上の工事を対象
 - ②「優」と評価した技術のなかで、参加資格者数の半数以上が「優」であった技術

- 審査手順
- 1) 従来どおり、「優(◎)」「良(O)」「可(△)」「標準と同等(-)」の4段階で評価
 - 2) 「優」評価の技術のうち、参加資格者の半数以上の企業が提案しているものについて、提案内容をより詳細に評価
 - 3) 評価に差がある場合には、劣る提案を減点

■配点

評価	1提案当たりの配点		
	満点30点	満点20点	満点10点
「優」提案(◎)	6	4	2
「良」提案(O)	3	2	1
「可」提案(△)	1.5	1.0	0.5
標準と同等(-)	0	0	0



評価	1提案当たりの配点		
	満点30点	満点20点	満点10点
より効果の確実性が高い優秀な提案	6	4	2
上記より劣る提案	4.5	3.0	1.5

新たに設定

(2) 円滑な工事の施工に向けて

- ・ 柔軟な(フレックス)工期を設定した工事の試行

■ 柔軟な（フレックス）工期を設定した工事の試行

- 受注者が一定の期間内に工事開始日を設定できる「フレックス工期」を試行
 - 施工時期を受注者側にある程度裁量を付与することで、施工時期が平準化でき、受注機会の拡大に繋がる。
- さらに労働力や建設資機材などを計画的に準備できるため円滑な工事施工が期待できる。

1. 試行対象

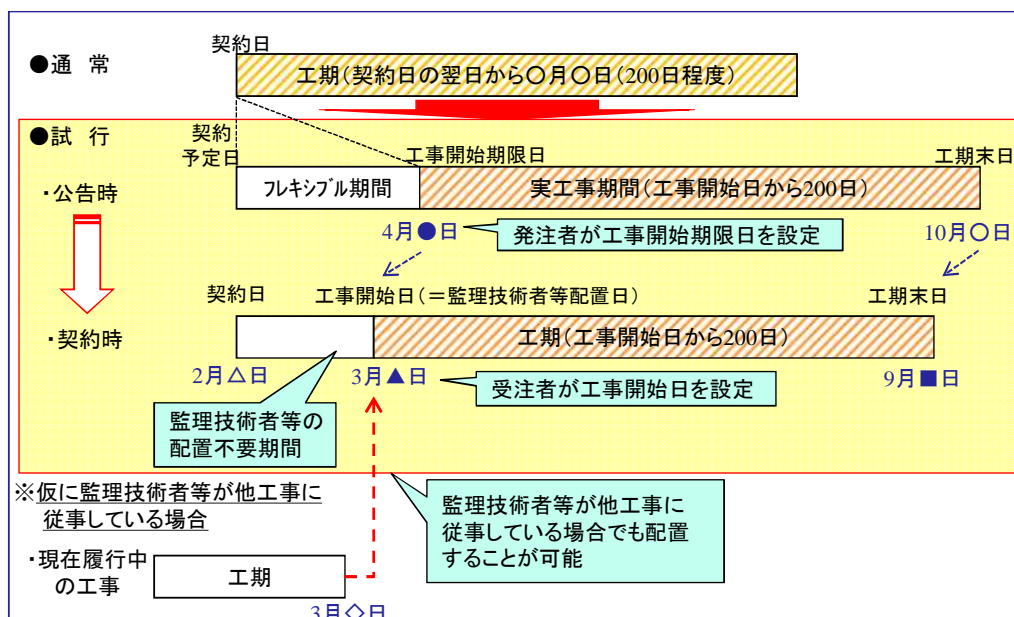
- ・ 契約予定が年度末で、かつ工期が翌年度にまたがる工事とし、他工事等への進捗に影響を与えないもの

2. 試行内容

- ・ 入札手続き時に発注者が工事開始日に一定のフレキシブル期間を設定
- ・ 受注者は契約までに、設定された期間内で工事開始日を任意に設定
- ・ 工事開始日までは監理技術者等の配置は不要
- ・ 工事開始日までは資材の工事現場への搬入、仮設物の設置など一切の作業着手は不可

■ 柔軟な（フレックス）工期を設定した工事の試行

（イメージ）



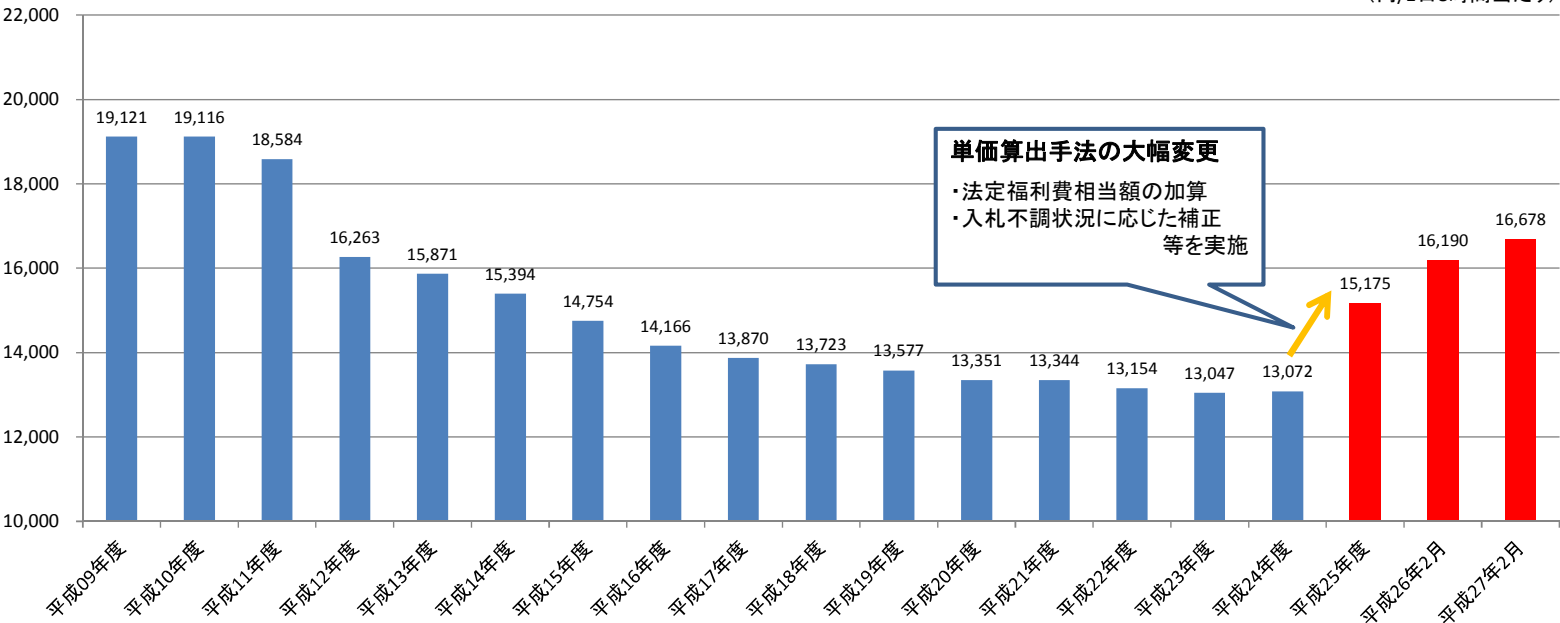
(3)平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (昨年度に引き続き改訂を前倒し)
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

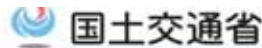
➡ **全職種平均** 全 国 (16,678円) 平成26年2月比; +4.2% (平成24年度比; +28.5%)
 被災三県 (18,224円) 平成26年2月比; +6.3% (平成24年度比; +39.4%)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移 (円/1日8時間当たり)



注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表



現状

- 公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
 - 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

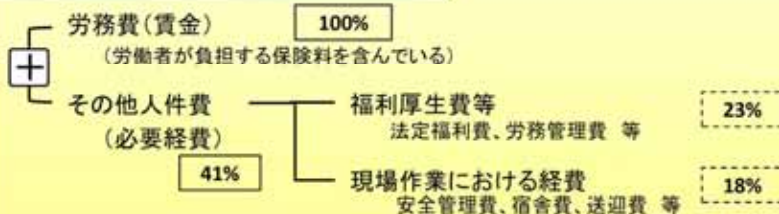
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値
 (注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

(4) 建設コンサルタント業務関係

- 1) 設計業務委託等技術者単価の見直しについて
- 2) 建設コンサルタント業務等の品質確保に関する取組について

近畿地方整備局

平成27年2月12日



1) 設計業務委託等技術者単価の見直しについて

①設計業務

平成27年度 設計業務委託等技術者単価(前年度比)

平成27年2月
1日から適用

技術者の職種	H26 基準日額(円)	H27 基準日額(円)	前年度比(%) (H27単価-H26単価)/H26単価
主任技術者	57,000	60,100	5.44%
理事、技師長	52,900	55,800	5.48%
主任技師	47,000	49,500	5.32%
技師(A)	41,000	42,800	4.39%
技師(B)	33,400	35,100	5.09%
技師(C)	27,100	28,400	4.80%
技術員	22,600	23,800	5.31%
職階 平均	40,143	42,214	5.16%

②測量業務

技術者の職種	H26 基準日額(円)	H27 基準日額(円)	前年度比(%) (H27単価-H26単価)/H26単価
測量主任技師	35,200	38,100	8.24%
測量技師	26,900	29,200	8.55%
測量技師補	24,600	25,500	3.66%
測量助手	21,700	23,400	7.83%
測量補助員(※1)	18,900	20,300	7.41%
職階 平均	25,460	27,300	7.23%

※1: 測量補助員はH27新設。前年度比はH26設計労務単価(普通作業員)(東京都)との比較。



1) 設計業務委託等技術者単価の見直しについて

③航空・船舶関係

技術者の職種	H26 基準日額(円)	H27 基準日額(円)	前年度比(%) (H27単価-H26単価)/H26単価
操縦士	43,700	43,700	0.00%
整備士	34,200	34,600	1.17%
撮影士	30,800	31,500	2.27%
撮影助手	26,600	27,400	3.01%
測量船操縦士(※2)	21,300	23,200	8.92%
職階 平均	31,320	32,080	2.43%

※2: 測量船操縦士はH27新設。前年度比はH26設計労務単価(普通船員)(東京都)との比較。

④地質業務

技術者の職種	H26 基準日額(円)	H27 基準日額(円)	前年度比(%) (H27単価-H26単価)/H26単価
地質調査技師	35,600	37,400	5.06%
主任地質調査員	29,900	31,300	4.68%
地質調査員	22,400	22,400	0.00%
職階 平均	29,300	30,367	3.64%

◎全業種

職階 平均	32,640	34,175	4.70%
-------	--------	--------	-------

2) 建設コンサルタント業務等の品質確保に関する取組について

業務発注	発注者の役割	取組	説明
		①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化 (H23～ 原則、全ての業務)※年間を通して行う業務は除く	・早期発注および適正な履行期間による業務発注に努める。 ⇒履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足によるミス発生を回避。 【履行期限目標】12月まで:25%以上、1～2月:25%以上、3月:50%以下
業務履行	契約責任上の 受発注者双方の責任の履行促進のための 業務環境の整備	②条件明示の徹底 【条件明示チェックシート(案)の活用】 (H24～ 一部の詳細設計業務について試行 H25～ 適用工種を拡大して実施)	・設計業務における発注者の条件明示の徹底 詳細設計業務発注時に、業務履行に必要な設計条件(基本条件や協議の進捗状況、貸与資料等)を発注者が確認し、適切な時期に受注者に明示。 ⇒業務履行における発注者の責任の確実な履行。
		③合同現地踏査の実施 (H23～ 全ての業務)	・業務着手段階において、受発注者で合同現地踏査を実施。 ⇒設計条件・施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化・共有を図る。
		④業務スケジュール管理表の活用 (H23～ 全ての詳細設計業務)	・受発注者で合意した業務スケジュール管理表を活用。 ⇒発注者の判断・指示が必要な事項について、受発注者で協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を定め、明記。 ⇒適切な履行期限の延期(繰越を含む)および、委託料の変更の必要性に関する資料として活用。
		⑤ワンデーレスポンスの実施 (H23～ 全ての詳細設計業務)	・受注者により設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知。 ⇒円滑な業務の進捗を図る。
		⑥受注者による確実な照査の実施 (H25 照査体制の強化(赤責チェック)の試行を実施)	・業務スケジュール管理表に照査の実施時期・必要期間を明記することにより、 適正な照査期間を確保 。 ⇒照査期間に配慮した工程管理。 ・ 照査技術者自身による照査報告 ⇒受注者の照査に対する意識の向上。成績評定への反映。 ・ 入札段階における予定照査技術者の評価 ⇒優れた照査技術者を配置する企業を評価。 ・ 照査体制の強化(赤責チェック)/照査費用の見直し ⇒データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)の防止。
検査	会計法・品確法上の発注者の責任	⑦発注者の行う検査範囲の明確化 「検査技術基準」および「技術検査基準」の策定 (H24～ 設計業務について試行 H25～ 調査設計、測量、地質、発注者支援業務等のすべての業務で試行を実施)	・ 発注者の行う検査範囲の明確化による受発注者の責任分担の明確化 会計法に基づく給付の完了の確認のための検査と、品確法に基づく履行の過程及び成果を評価するための技術検査を明確に区分。 ⇒給付の確認のための検査範囲を超えるものは、受注者の責任により品質確保を図ることを明確化。

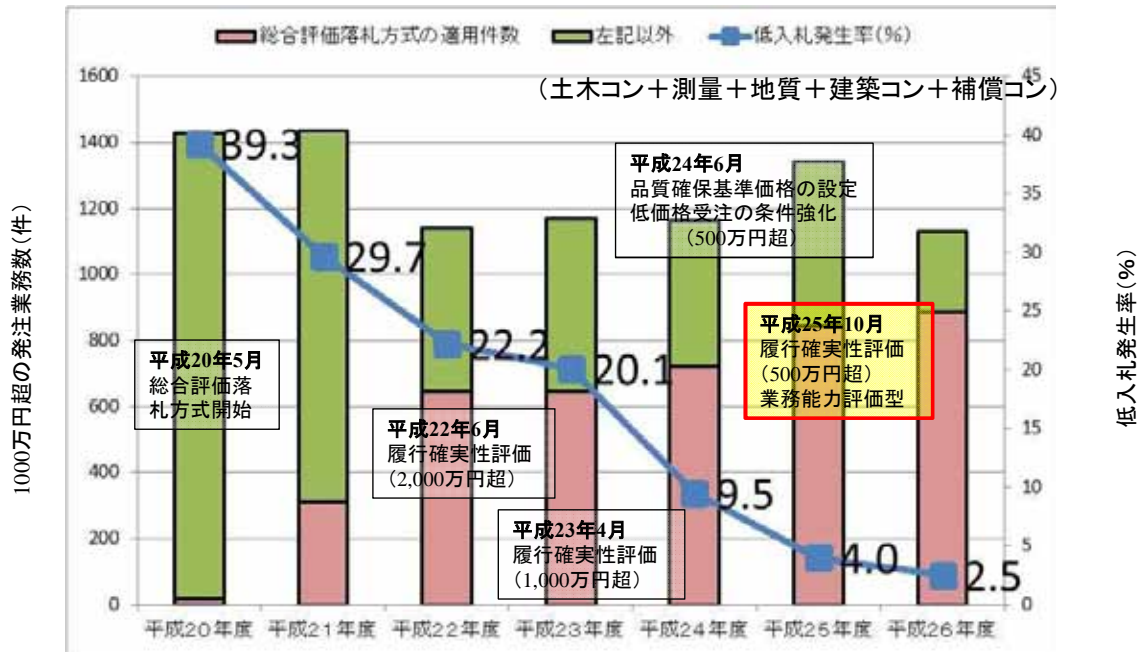
低入札の発生状況(経年変化)

(港湾空港部を除く)

◆ 予定価格が1000万円を超える業務における低入札発生率の推移 (総合評価落札方式+価格競争方式、一般競争含む)

※平成26年11月時点(試算)

- 平成22年以降、総合評価落札方式に履行確実性評価等の導入・拡大を行い、これに伴い**低入札の発生は年々改善し、平成26年(11月時点)は2.5%**となった。



建設コンサルタント業務における品質防止対策

(業務能力評価型:近畿地方整備局)

◆ 総合評価落札方式(業務能力評価型)の試行(平成25年度10月以降)

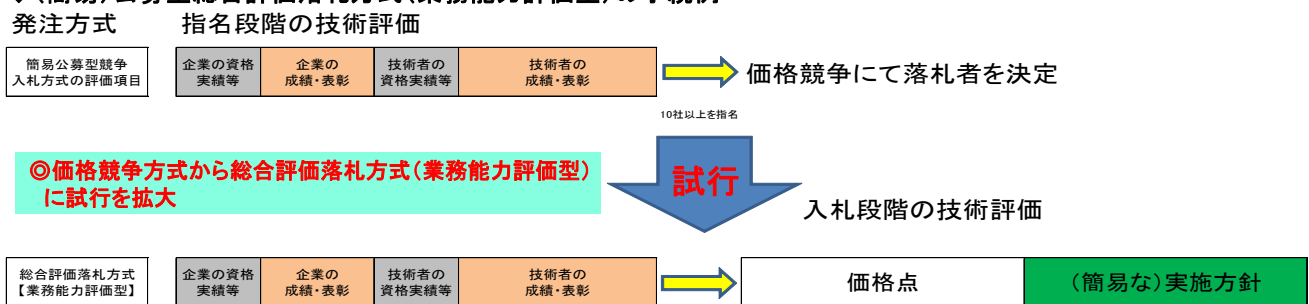
建設コンサルタント業務等については、低価格受注による品質低下防止対策を講じてきたところであるが、依然、低価格受注が発生している状況にあることから、平成25年10月から、新たに、以下の取組を実施している。

● 「簡易な実施方針」を求める総合評価落札方式(業務能力評価型)の試行導入

予定価格が500万円を超える(簡易)公募型競争入札方式や通常指名型競争入札方式の価格競争方式で行われる業務において、新たに「簡易な実施方針」を求め「履行確実性」を加えた技術評価を行う総合評価落札方式(業務能力評価型)の試行を導入

◎試行対象業務は、(簡易)公募型で原則全件、通常指名型で事務所1件抽出

◆ (簡易)公募型総合評価落札方式(業務能力評価型)の手続例



□技術提案の履行確実性度(5段階評価 1.00、0.75、0.50、0.25、0.00)

『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】 (抄)

マニュアルの入手先

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html

平成27年1月

大臣官房官庁営繕部

「営繕積算方式」の普及・促進にあたって

「営繕積算方式」は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」に基づく積算方法に加え、公共建築工事の円滑な施工確保対策や現場の実態に応じた共通仮設費の積上げ等を適切に行うことにより、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定、施工条件の変更や物価変動等に適切に対応することができる積算方式です。

東日本大震災の被災地においては、現在本格化している災害公営住宅の整備とともに、復興の進捗に応じて本格化する学校や庁舎等の公共建築工事を確実に円滑に実施する必要があります。第4回復興加速化会議(H26.9.27仙台市で開催)において、この課題に的確に対応することができる「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体に普及・促進を図ることがとりまとめられました。

国土交通省では、「営繕積算方式」を分かりやすく解説したマニュアルを作成し、被災3県において説明会を行い、普及を図ってきましたが、これは被災地に限らず広く公共建築工事に適用できる共通の内容が多く含まれていること、また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の適切な運用を図ることから、全国の公共建築工事発注機関において活用できるよう、このたび「普及版」として作成しました。

引き続き、公共建築工事の円滑な施工を推進するため、「営繕積算方式」の普及・促進を図るとともに、「公共建築相談窓口」において個別相談等に対応します。また、「営繕積算方式」の運用状況等を踏まえマニュアルの必要な見直しを行い、適時情報提供してまいります。

公共建築工事における『営繕積算方式』の普及・促進

- 学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、災害公営住宅の取組みと整合を取り、**実勢価格や現場実態を的確に反映**した適正な予定価格を設定するための**積算手法(『営繕積算方式』等)**の普及・促進

直轄工事(営繕工事)の積算手法を地方公共団体へ**情報提供**し、個別相談等に**丁寧に対応**

『営繕積算方式』(実施中)

- 適切な**工期設定**や市場価格との乖離が認められる工種の**見積活用** ⇒(※1)
- **現場実態**に合った**共通仮設費**の積上 ⇒(※1)
- **物価上昇**等への的確な対応 ⇒(※2)

積算の見える化(強化)

- 「**見積活用方式**」の適用の明確化
・入札説明書等に明記
- **共通仮設の積上項目**の明確化
・設計図書等への条件明示、公開数量書に明記(設計変更可能)

共通費の調査(追加)

- 共通仮設費及び現場管理費の実態調査

地方公共団体等への普及・促進(強化)

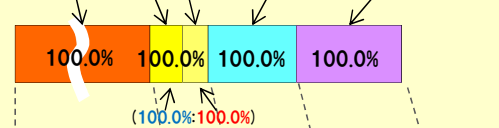
- 「**営繕積算方式**」の活用及び「**積算の見える化**」に関する「**マニュアル**」を作成し、**臨時説明会**を実施
- 「**公共建築相談窓口**」等において、**個別事案の相談に丁寧に対応**
- **積算情報(単価等)**の共有
- **設計や建設業の各団体に説明会**を実施

《 積算例 》

◆標準積算(H26.04) [100.0%]

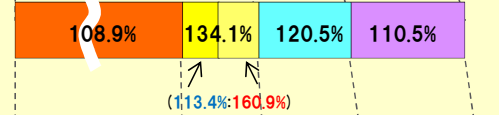
【市場単価、標準的な共通仮設積上げ
(揚重機スポット、仮囲い、交通誘導警備員)】

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等



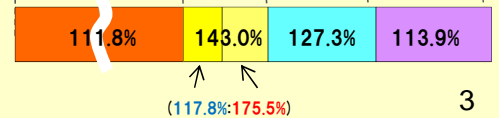
◆(※1) 被災地状況を反映 [111.0%]

【**実勢単価(見積活用)** + 共通仮設の積上げ
(揚重機月極調達等) + 工期連動(3ヶ月加算)】
※宮城県建設業協会資料より



◆(※2) 工期延期+価格変動 [114.6%]

【工期1ヶ月延長+型枠、鉄筋加工10%上昇】

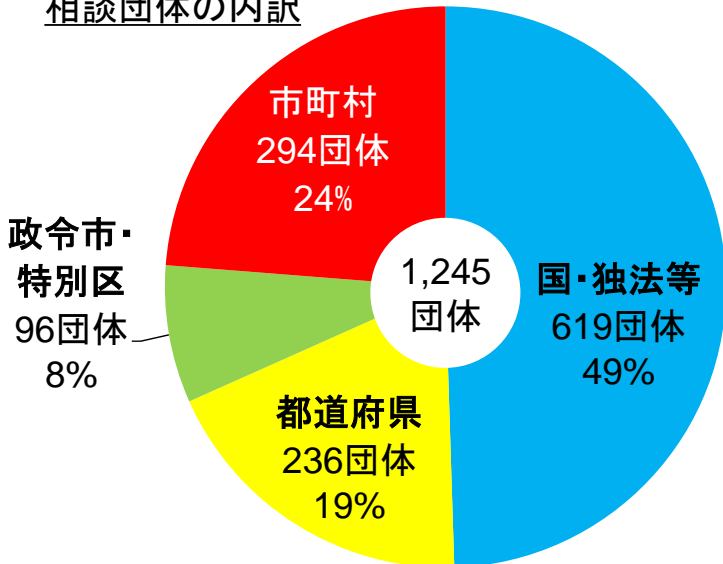


公共建築相談窓口の対応状況 (1)

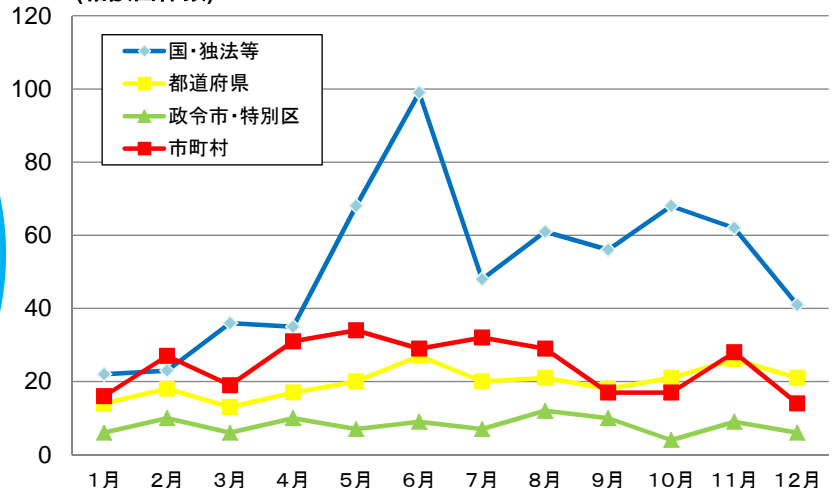
- 相談受付件数 1,245団体、延べ1,946件の相談を受け付け(平成26年1~12月)
- 主な相談事項：入札手続き、設計及び積算関係、不調・不落対策、スライド条項適用方法等
- 公共建築相談窓口等において相談対応又は情報提供等を行った主な事例

- ・宮城県気仙沼市 → 新病院建設工事(H26.8.21落札)
- ・宮城県石巻市 → 新病院建設工事(H26.8.27落札)
- ・福島県相馬市 → 市役所新庁舎建設工事(H26.8.21落札)
- ・山形県鶴岡市 → 鶴岡市文化会館改築工事(H26.9.30落札)
- ・岩手県大槌町 → おおつち学園小中一貫校建設工事(H26.11.19落札)
- ・三重県津市 → 産業スポーツセンター建設工事(H26.12.25落札) 等

相談団体の内訳



(相談団体数)

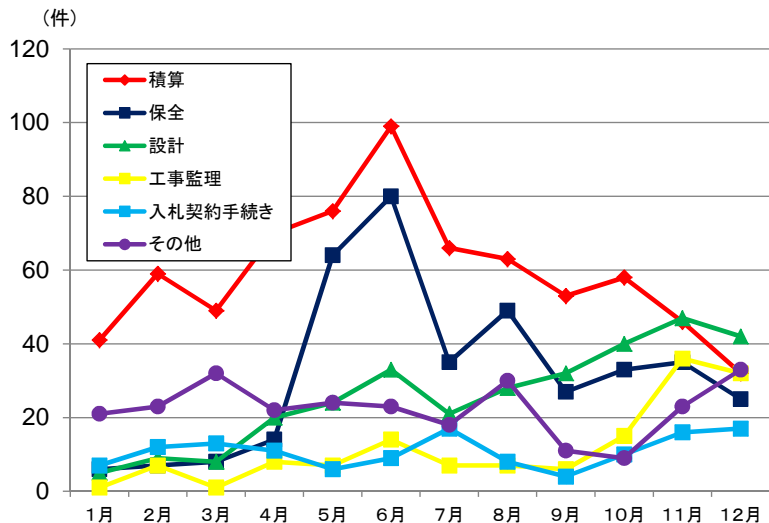


※別途、建設業者からの相談(129社)

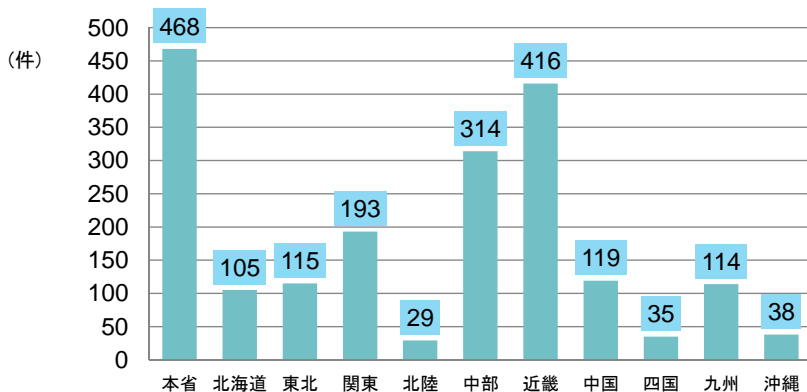
公共建築相談窓口の対応状況（2）

相談内容の内訳(延べ件数) (平成26年1～12月)

相談内容	延べ件数
積算、設計及び入札手続き	1,152
保全	383
工事監理	142
その他	269
合計	1,946



地域別相談件数(延べ件数)



公共建築相談窓口一覧

組織	窓口	電話	内線	対象地域
北海道開発局	営繕部	営繕調整課企画係	011-709-2311	5730 北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
		保全指導・監督室	—	5513
関東地方整備局	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	— 岩手県、青森県、秋田県
	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、
		計画課課長補佐	—	5153 東京都、神奈川県、山梨県、長野県
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	— 埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	— 千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	— 山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	— 栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	— 神奈川県
長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	— 長野県、群馬県	
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	— 新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	— 石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	— 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	— 静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐	—	5153
	保全指導・監督室	06-6443-1791	— 大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、兵庫県、和歌山県	
京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	— 京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)	
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	— 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	— 岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		保全指導・監督室室長補佐	—	5513
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	— 熊本県、大分県
鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	— 鹿児島県、宮崎県	
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152 沖縄県